

# 熊本県公報

第 1 1 7 9 3 号  
平成 21 年 3 月 31 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県医師修学資金貸与条例施行規則	(医療政策総室) 2
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 21
<b>告 示</b>	
○家畜伝染病(ヨネ病)の発生	(畜産課) 24
○家畜伝染病予防法第12条の4の規定による勧告及び命令に係る 処分手続	( // ) 24
○御船都市計画道路事業の事業計画変更認可	(都市計画課) 27
○宇土都市計画下水道事業富合公共下水道の事業計画変更認可	(下水環境課) 27
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 27
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 28
○指定居宅サービス事業者の指定	( // ) 28
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 28
○道路の区域変更	(道路保全課) 28
○道路の区域変更	( // ) 29
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 30
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 30
○指定居宅介護支援事業者の指定	( // ) 31
○指定居宅サービス事業者の指定	( // ) 31
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 31
○公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課) 31
○熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項の一部を改 正する要項	(都市計画課) 33
○都市計画事業の事業計画変更認可	( // ) 34
○道路の供用開始	(道路保全課) 34
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定に より、知事が特に必要と認めて定める事項	(都市計画課) 35
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定に より、知事が特に必要と認めて定める事項	( // ) 36
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定に より、知事が特に必要と認めて定める事項	( // ) 40
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定に より、知事が特に必要と認めて定める事項に係る告示の廃止	( // ) 42
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 42
○軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部 を改正する規程	(高齢者支援総室) 61
○熊本県中小企業融資制度要項の制定	(経営金融課) 62
<b>公 告</b>	
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告	(建築課) 63
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告	( // ) 63
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告	( // ) 64
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 64
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分	(建築課) 65
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	( // ) 65
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	( // ) 65
<b>訓 令</b>	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税務課) 66
<b>登 載 依 頼</b>	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	(警察本部交通企画課) 74
○道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する講習を行う 場所、期日及び受付時間(県公安委員会告示)の一部改正	(警察本部運転免許課) 80
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 80
○熊本県企業局職員の給与の特例に関する規程	( // ) 80
○熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程	( // ) 81
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程	( // ) 81

- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ( " ) 81
- 熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程 (病院局) 82
- 熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程 ( " ) 83
- 海区漁業調整委員会規程 (熊本県有明海区漁業調整委員会・天草不知火海区漁業調整委員会) 83
- 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程 ( " ) 84
- 犯罪被害者等早期援助団体の代表者の変更 (警察本部広報県民課) 85
- 平成19年3月23日熊本県人事委員会規則第16号(熊本県職員  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則)中 (人事委員会) 86
- 平成19年5月7日熊本県人事委員会規則第22号(熊本県職員  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則)中 ( " ) 86

<b>規 則</b>
------------

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。  
平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第9号**

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第3条 条例第2条の規定による選定を受けようとする者は、熊本県医師修学資金貸与申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記第2号様式)

(2) 住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村の長が発給する文書)

(3) その他知事が必要と認める書類

(貸与を受ける者の選定)

第4条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、書面による審査のほか必要に応じ面接による審査により修学資金の貸与を受ける者の選定を行い、当該選定の結果を当該申請を行った者に通知するものとする。

(修学資金の種類等)

第5条 条例第3条の規則で定める修学資金の種類は、授業料相当額及び入学料相当額並びに生活費相当額とする。

2 条例第3条の規則で定める修学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 授業料相当額及び入学料相当額 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号)第2条第1項の表大学の学部の項授業料の年額の欄及び入学料の欄に掲げる額を標準として国立大学法人熊本大学が定める額

(2) 生活費相当額 月額75,000円

3 条例第3条の規則で定める修学資金の貸与の期間は、条例第2条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から大学医学部に在学している場合にあつては、4月)から大学医学部を卒業する日の属する月までとする。

4 授業料相当額及び入学料相当額は、知事が別に定める時期に貸与するものとし、生活費相当額は、毎月貸与するものとする。ただし、生活費相当額については、知事が特別の事情があると認めるときは、2月分以上をまとめて貸与することができる。

(借用証書の提出)

第6条 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものは、知事が定める日までに、熊本県医師修学資金借用証書(別記第3号様式)に条例第5条第1項の保証人(以下「保証人」という。)の印鑑登録証明書及び収入に関する証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(保証人)

第7条 保証人は、独立の生計を営む者で修学資金の返還及び利息の支払の責任を負うのに必要な資力を有するものでなければならない。

2 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものが未成年者であるときは、保証人のうち1人は、その者の法定代理人としなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。



4 被貸与者は、毎年度（大学医学部に入学した日の属する年度を除く。）、知事が定める日までに大学の長等が発行する成績証明書その他の単位の取得を証する書面を知事に提出しなければならない。

（申出）

第 1 4 条 契約締結者は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、辞退しようとする日の 1 月前までに熊本県医師修学資金貸与辞退申出書（別記第 1 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 被貸与者は、条例第 7 条第 3 項第 1 号に規定する事由（医学を履修する課程を有する大学院（以下「大学院」という。）への進学を除く。）に該当するときは、直ちに指定病院等医師業務等中止申出書（別記第 1 6 号様式）に当該事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 被貸与者は、条例第 7 条第 3 項第 1 号に規定する大学院に進学する場合、又は同項第 2 号に規定する県外の病院等で後期研修に従事する場合は、後期研修等計画申出書（別記第 1 7 号様式）に、大学院に進学する場合にあってはその事実を証する書類を、後期研修を受ける場合にあっては当該後期研修を行う病院等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、当該大学院に進学しようとする日又は当該後期研修を受けようとする日の 3 月前までに知事に提出しなければならない。ただし、当該期限までの被貸与者が後期研修等計画申出書を知事に提出できないことについて、正当な理由があると知事が認める場合は、当該期限を経過した後であっても、当該正当な理由を記載した書面を添付して知事に提出することができる。

（雑則）

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

熊本県医師修学資金貸与申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者（本人）氏名 印

法定代理人 氏名 印

熊本県医師修学資金の貸与を受けたいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな		注 意 縦 4 cm、横 3 cm の写真を貼り付 けてください。
氏 名		
生年月日 及び年齢	年 月 日（満 歳）	
現住所及び 電 話 番 号	〒 ( ) ー	
帰省先住所及 び電話番号	〒	

	( ) —
--	-------

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名又は押印をしてください。

添付書類

- 1 誓約書（別記第 2 号様式）
- 2 住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和 27 年法律第 1 2 5 号）第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村の長が発給する文書）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

誓 約 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者（本人）住所

氏名 印

法定代理人 住所

氏名 印

私は、熊本県医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けることになったときは、同条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例及び同規則に規定する知事が指定する病院等において、定められた期間、医師としての業務に従事することを誓約します。

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名又は押印をしてください。

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

(表)

収入印紙  
貼付欄

### 熊本県医師修学資金借用証書

年 月 日

熊本県知事

様

本人 住所  
氏名

印

熊本県医師修学資金貸与条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則に基づき修学資金を次のとおり借用します。

借 用 金 額							円
内 訳							
入 学 料 相 当 額	金 額						
授 業 料 相 当 額	金 額						
生 活 費 相 当 額	期 間	年	月	から	年	月	まで
	月 数	月					
	金 額	金					円

(裏)

熊本県知事 様

熊本県医師修学資金貸与条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則に従い、貸与を受ける本人と連帯して修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。

ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
氏 名	印		(満	歳)
現住所及び 電話番号	〒  ( ) -		本人との 関係	
職業		年収	税込	円
参考事項				
ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
氏 名	印		(満	歳)
現住所及び 電話番号	〒  ( ) -		本人との 関係	
職業		年収	税込	円
参考事項				

(注) 保証人の印は、印鑑登録をしたものを押印してください。

添付書類

- 1 保証人の印鑑登録証明書
- 2 保証人の収入に関する証明書

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

### 保証人変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 (本人) 住所

氏名 印

保証人を変更したいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 7 条第 3 項の規定により、承認を申請します。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して熊本県医師修学資金貸与条例に基づく修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。

新 保 証 人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
	氏 名	印		(満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 ( ) ー		申請者との 関係	
	職 業		年収	税込	円
	参考事項				
旧 保 証 人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
	氏 名	印		(満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 ( ) ー		申請者との 関係	
変更の事由					
変更年月日		年 月 日			

(注) 氏名を自署する場合は、押印は不要です。



別記第5号様式（第10条関係）

## 熊本県医師修学資金返還申出書

年 月 日

熊本県知事

様

申出者 住所

氏名

印

熊本県医師修学資金貸与条例第10条第1項の規定により修学資金の返還及び利息の支払を行いますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
貸与を受けた総額	金 円
返還債務の額	金 円
返還免除となった額	金 円
返還及び支払の総額	金 円
返 還 理 由	

(注) 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 6 号様式 (第 1 1 条関係)

### 熊本県医師修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所

氏名 印

熊本県医師修学資金貸与条例第 9 条 (第 1 0 条) の規定により修学資金の返還及び利息の支払の全部 (一部) の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
貸与を受けた総額	金 円
返還債務の額	金 円
返還債務の額のうち 猶予を受けようとする額	金 円
猶予を受けようとする期間	
猶予を受けようとする事由	

(注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 熊本県医師修学資金貸与条例第 9 条又は第 1 0 条に規定する事由を証する書類

別記第 7 号様式 (第 1 2 条関係)

## 熊本県医師修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所

氏名

印

熊本県医師修学資金貸与条例第 7 条第 1 項 (第 1 1 条) の規定により修学資金の返還及び利息の支払の全部 (一部) の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所			
貸与を受けた者の氏名			
貸与を受けた期間	年	月から	年 月まで
貸与を受けた総額	金		円
返還未済の返還債務の額	金		円
免除を受けようとする額	金		円
臨床研修及び指定病院等 医師業務に従事した指定 病院等の名称及び期間	名称		
	期間	年 月 日から	年 月 日まで
医籍登録番号 及び登録年月日	(	年 月 日登録	号)
休職又は停職の有無及び その期間	1 有 (	年 月 日から	年 月 日まで)
	2 無		
免除を受けようとする事由			

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 様式中不要の文字は、抹消してください。  
3 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

添付書類

- 1 熊本県医師修学資金貸与条例第 7 条第 1 項第 1 号の規定により免除を受けようとする場合にあっては、業務従事期間証明書 (別記第 1 1 号様式)
- 2 熊本県医師修学資金貸与条例第 7 条第 1 項第 2 号又は第 1 1 条の規定により免除を受けようとする場合にあっては、同条例第 7 条第 1 項第 2 号又は第 1 1 条に規定する事由を証する書類

別記第 8 号様式 (第 1 2 条関係)

### 業務 (研修) 従事期間証明書

年 月 日

熊本県知事

様

所在地

医療機関の名称

開設者又は管理者

印

次の者は、当医療機関において業務に従事していたことを証明します。

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
医籍登録番号及び 登録年月日	( 号) 年 月 日登録
業務 (研修) 従事期 間及び月数	年 月 日から 年 月 日まで( か月)
業務 (研修) 従事期 間中に休職又は停 職があったときは その期間、月数及び その理由	<理由> 年 月 日から 年 月 日まで( か月)

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

別記第 9 号様式 (第 1 3 条関係)

### 氏 名 (住 所) 変 更 届

年 月 日

熊本県知事 様

本人氏名

次のとおり氏名 (住所) を変更したので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

氏 名	本人	新	
		旧	
	保証人	新	
		旧	
住 所	本人	新	〒 電話
		旧	
	保証人	新	〒 電話
		旧	
変 更 理 由			
変 更 年 月 日			

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

別記第 1 0 号様式 (第 1 3 条関係)

## 休学 (復学、停学) 届

年 月 日

熊本県知事

様

熊本大学医学部医学科 学年

氏 名

次のとおり休学した (復学した 停学処分を受けた) ので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

休学 (停学) 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
復学年月日	年 月 日	
理 由		

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 大学医学部に復学した場合にあっては、熊本大学の長又は大学医学部の長の復学許可の通知書の写し

別記第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

### 卒業 (退学) 届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

次のとおり卒業 (退学) したので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり届け出ます。

卒 業 ( 退 学 ) 年 月 日	年 月 日
退 学 の 理 由	

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 大学医学部を卒業した場合にあっては、熊本大学の長又は大学医学部の長が発行する卒業証明書

別記第 1 2 号様式 (第 1 3 条関係)

### 免 許 取 得 届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名

次のとおり医師免許を取得したので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり届け出ます。

医 籍 登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
修 学 資 金 貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで

添付書類 医師免許証の写し

別記第 1 3 号様式 (第 1 3 条関係)

### 業 務 従 事 等 届

住 所

氏 名

年 月 日付けで次のとおり、指定病院等医師業務（臨床研修）への従事を開始（終了、再開）した（指定病院等医師業務に従事する指定病院等を変更した）ので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり届け出ます。

業 務 先 (研修先)	所在地	〒
	名 称	

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 業務従事等証明書 (別記第 1 4 号様式)



別記第 1 4 号様式 (第 1 3 条関係)

## 業 務 従 事 等 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、 年 月 日から当院 (所) に、医師として勤務 (研修) していることを証明します。

年 月 日

〒 電話

病院 (診療所) 所在地

病院 (診療所) 名

病院 (診療所) の開設者名又は管理者名

印

熊 本 県 知 事 様

別記第 1 5 号様式 (第 1 4 条関係)

## 熊本県医師修学資金貸与辞退申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者 住所

氏名 印

熊本県医師修学資金の貸与を辞退したいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を辞退する月	年 月分から
辞退の理由	

(注) 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 1 6 号様式 (第 1 4 条関係)

## 指定病院等医師業務等中止申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者 住所

氏名 印

指定病院等での業務（臨床研修）を中止したいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

現在業務等に従事している 指定病院等の所在地及び名 称	
当該指定病院等での勤務（又 は臨床研修）開始年月日	年 月 日
当該指定病院等での勤務（又 は臨床研修）中止年月日	年 月 日
当該指定病院等での勤務（又 は臨床研修）を中止する理由	

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類

傷病、災害その他やむを得ない事由（医学を履修する課程を有する大学院への進学を除く。）を証する書類

別記第 1 7 号様式 (第 1 4 条関係)

## 後期研修等計画申出書

年 月 日

熊本県知事

様

申出者

住所

氏名

印

次のとおり後期研修を受けたい (大学院に進学したい) ので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第 1 4 条第 3 項の規定により、次のとおり申し出ます。

主たる研修先 (大学院) の名称及び所在地	
研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
研 修 内 容	

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 様式中不要の文字は、抹消してください。

### 添付書類

- 1 後期研修を受ける場合にあつては、当該後期研修を行う病院等の開設者又は管理者の承諾書
- 2 大学院に進学する場合にあつては、その事実を証する書類

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 0 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県税条例施行規則（昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 9 条の 6 の 3（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。  
第 1 9 条の 7 第 1 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。  
第 2 0 条の 2 中「第 4 9 条第 7 項」を「第 4 9 条第 6 項」に改める。  
第 3 3 条の 4 中「第 9 8 条第 1 項」を「第 9 9 条第 1 項」に改める。  
第 3 3 条の 8 第 3 項第 1 号中「財団法人日本自動車査定協会」の次に「（昭和 4 1 年 6 月 1 日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同項第 3 号を次のように改める。  
（3）所有するすべての自動車に係る減免申請年度分の自動車税領収書の写し  
第 3 3 条の 8 第 4 項中「主たる定置場を他の都道府県に変更したこと等」を「納税義務が消滅したこと」に改める。  
別記第 1 3 号様式を次のように改める。

別記第 13 号様式(第 7 条関係)

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 更正・決定通知書

第 年 月 日

様

熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印

地方税法第 55 条第 項又は同法第 72 条 第 項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法第 10 条の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

納 税 者 番 号		事業年度(連結事業年度)・計算期間		年 月 日から	年 月 日まで	
法 人 県 民 税 (単位：円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課 税 標 準 額	税 率 (%)	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
法 人 税 割	利 子 割 額			利 子 割 額		
	差引法人税割額			差引法人税割額		
均 等 割						
計						
この更正・決定により納付すべき県民税額						
法 人 事 業 税 (単位：円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課 税 標 準 額	税 率 (%)	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
所 得 割 (特定信託所得割)	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	計					
	軽減税率不適用法人の金額					
付 加 価 値 割						
資 本 割						
取 入 割						
合 計 事 業 税 額						
					端数処理後の事業税額	
地 方 法 人 特 別 税 (単位：円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課 税 標 準 額	税 率 (%)	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
所 得 割 に 係 る 額						
取 入 割 に 係 る 額						
計						

法人事業税及び地方 特別税に係る加算金	過少申告	不申告	重	加算金計	端数処理後の 地方人特別税額
指 定 納 期 限	年 月 日		この更正・決定により納付すべき事業税、地方人特別税及び加算金の合計額		
この更正・決定の基礎					
注 意	1 この不足税額及び加算金については、指定納期限までに納付書により納付してください。				
	2 不足税額(不足税額に1,000円未満の端数があるとき又は不足税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)については、申告納付期限( 年 月 日)の翌日から納付の日までの期間(ただし、地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。)の日数に応じ年14.6%(申告納付期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合))の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。				
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。				
	2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 1 8 号様式中 「 不動産取得税 徴収猶予 通知書 を  
減 額 」

「不動産取得税賦課決定等通知書」に、

徴収猶予期限	変更後納期限	を
--------	--------	---

徴収猶予期限	年 月 日	変更後納期限	年 月 日	に
--------	-------	--------	-------	---

改める。

別記第 2 1 号様式中「法人の事業税の申告納付期日延長申請書」を「法人の事業税・地方人特別税の申告納付期日延長申請書」に改める。

別記第 2 3 号様式及び別記第 2 3 号の 2 様式中「法人事業税」を「法人事業税及び地方人特別税」に改める。

別記第 2 4 号様式を次のように改める。

別記第24号様式(第15条関係)

(表)

過誤納金還付・充当等通知書

〒

様

不明な点がありましたら、下記のところまでご連絡ください。

あなたが納付された税金に係る過誤納金を下記のとおり還付・充当(委託納付)したので通知します。

年度	還付金額のお支払		
	支払方法	送金No.	預金種別・口座番号
一般会計	金融機関名		

年 月 日

熊本県 地域振興局長  
熊本県 事務所長 印

還付額  円 = ①過誤納額 + ②還付加算金額 - ③充当額 ※ 教示事項  
裏面のとおりに

過 誤 納 金 額 の 明 細	税 目						
	税 区 分						
	補 助 情 報						
	期 別						
	納 付 した 額						
	納 付 すべき 額						
	過 誤 納 額 ①						
	還 付 加 算 金 額 ②						
還 付 する 理由							
発 生 年 月 日							

充 当 額 の 明 細	税 目						
	税 区 分						
	所 管						
	補 助 情 報						
	期 別						
	充 当 適 状 日						
	充 当 額 ③						
充 当 後 未 納 額							

(注) 本通知書における充当額には地方法人特別税等に関する暫定措置法第16条の規定により委託納付した額を含み、本通知書は同条第5項の規定に基づく通知とします。

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求することができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 2 7 号様式中

税 目	本 税 ( 円 )	延 滞 金 ( 円 )
税 目	本 税 ( 円 )	延 滞 金 ( 円 )
課 税 地	加 算 金 ( 円 )	重 加 算 金 ( 円 )

を

税 目	本 税 ( 円 )	延 滞 金 ( 円 )
税 目	本 税 ( 円 )	延 滞 金 ( 円 )
税 目	本 税 ( 円 )	延 滞 金 ( 円 )
課 税 地	加 算 金 ( 円 )	重 加 算 金 ( 円 )

に

改める。  
別記第 4 7 号様式中

- |                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| 1 公用又は公共用                        | (県税条例第109条第1項第1号) |
| 2 学生、生徒の教育、練習用                   | (県税条例第109条第1項第2号) |
| 3 幼稚園又は保育所の幼児、児童の送迎用             | (県税条例第109条第1項第3号) |
| 4 財団法人結核予防会及び社会福祉法人恩賜財団済生会レントゲン車 | (県税条例第109条第1項第4号) |
| 5 公的医療機関の救急自動車又は巡回診療車            | (県税条例第109条第1項第7号) |
| 6 中古商品自動車                        | (県税条例第109条第1項第9号) |

を

「

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1 公用又は公共用             | (県税条例第109条第1項第1号)  |
| 2 学生、生徒の教育、練習用        | (県税条例第109条第1項第2号)  |
| 3 幼稚園又は保育所の幼児、児童の送迎用  | (県税条例第109条第1項第3号)  |
| 4 財団法人結核予防会のレントゲン車    | (県税条例第109条第1項第4号)  |
| 5 公的医療機関の救急自動車又は巡回診療車 | (県税条例第109条第1項第7号)  |
| 6 中古商品自動車             | (県税条例第109条第1項第9号)  |
| 7 その他                 | (県税条例第109条第1項第10号) |

に

改める。  
附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

**告 示**

**熊本県告示第 2 7 9 号**

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 2 1 年 3 月 1 8 日	球磨郡錦町	1 戸 1 頭	乳用牛

**熊本県告示第 2 8 0 号**

家畜伝染病予防法第 1 2 条の 4 の規定による勧告及び命令に係る処分手続を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

家畜伝染病予防法第 1 2 条の 4 の規定による勧告及び命令に係る処分手続

- 目的  
この処分手続は、知事が家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号。以下「法」という。）第 1 2 条の 4 の規定により、飼養衛生管理基準（以下「管理基準」という。）を遵守していないと認める家畜（牛、豚及び鶏に限る。以下同じ。）の所有者に対して行う勧告及び当該勧告に従わない者に対して行う命令に係る処分手続を明確にし、もって管理基準遵守の一層の徹底を図るものである。



- 2 普及啓発  
 県は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する専門的な知識を有する者その他関係機関等の協力を得ながら、家畜の所有者に対し、管理基準の内容を周知するのみならず、その趣旨、必要性等について理解を得るよう啓発に努めるものとする。
- 3 衛生管理状況の把握  
 県は、法第 5 1 条の規定に基づく家畜防疫員による立入検査等により、家畜の所有者の管理基準の遵守状況を定期的に把握するものとする。
- 4 助言及び指導  
 県は、3 の立入検査等の結果、管理基準の遵守について改善を行う必要があると認められた家畜の所有者に対し、助言又は指導（以下「助言等」という。）を行うことができる。この場合において、助言は、家畜防疫員が口頭で行い、別記第 1 号様式による助言記録簿を作成し、これを保管しておくものとし、指導は、家畜保健衛生所長が別記第 2 号様式により指導書を交付して行うものとする。なお、家畜の所有者から、改善に向けた相談があった場合は、これに応じなければならない。  
 ただし、助言等は、民間の獣医師等、家畜の伝染性疾病の発生予防に関する知見に精通した者が行うことを妨げるものではない。
- 5 勧告（法第 1 2 条の 4 第 1 項関係）
  - (1) 勧告の実施  
 家畜の所有者で、4 に基づく助言等を受けたものが正当な理由がなくその助言等に従わないときは、知事は、法第 1 2 条の 4 第 1 項の規定による勧告を別記第 3 号様式による勧告書を交付して行うものとする。
  - (2) 勧告の記録  
 県は、勧告を行ったときは、別記第 4 号様式により、勧告した事項を勧告記録簿に記載するものとする。
- 6 命令（法第 1 2 条の 4 第 2 項関係）
  - (1) 命令の実施  
 5 による勧告を受けた家畜の所有者が正当な理由がなく勧告書に記載された期限を過ぎてもその勧告に従わないときは、知事は、法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による命令を別記第 5 号様式による命令書を交付して行うものとする。
  - (2) 弁明の機会の付与  
 県は、(1)により、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令する場合には、当該家畜の所有者に対し、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。
  - (3) 命令の記録  
 熊本県は、命令を行ったときは、別記第 6 号様式により、命令した事項を命令記録簿に記載するものとする。
- 7 通報又は告発  
 県は、6 の命令を受けた家畜の所有者が命令に違反したときは、その旨を警察に通報し、又は刑事訴訟法第 2 3 9 条第 2 項の規定により告発するものとする。

別記第 1 号様式

口頭による助言記録簿

整理番号	助言年月日	家畜の所有者		農場の所在	助言内容	備考 (助言者名)
		住所	氏名			

別記第 2 号様式

指 導 書

番 年 月 日

様  
(被指導者の氏名又は名称及び住所)

熊本県〇〇家畜保健衛生所長 印

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 5 1 条の規定により貴農場に立ち入り検査を実施した結果、同法第 1 2 条の 3 の規定による飼養衛生管理基準の遵守について改善を行う必要がありますので、下記のとおり指導します。

記

- 1 農場の所在場所
- 2 指導の原因となる事実
- 3 指導の内容
- 4 その他必要な事項

別記第 3 号様式

勸 告 書

番 号  
年 月 日

様  
(被勧告者の氏名又は名称及び住所)

熊本県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 1 2 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 農場の所在場所
- 2 勧告の原因となる事実
- 3 勧告の内容
- 4 措置をとるべき期限
- 5 その他必要な事項

別記第 4 号様式

勸 告 記 録 簿

整理 番号	勸 告 年月日	家畜の所有者		農場の所在	勧告内容	備考
		住所	氏名			

別記第 5 号様式

命 令 書

番 号  
年 月 日

様  
(被命令者の氏名又は名称及び住所)

熊本県知事 印

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 1 2 条の 4 第 2 項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 3 条により、本命令に対する弁明の機会が付与されます。弁明は、同法第 2 9 条の規定により弁明を記載した書面を下記提出先に提出期限（必着）までに提出することにより行います。また、弁明をするときには、証拠書類等を提出することもできます。

記

- 1 農場の所在場所
- 2 命令の原因となる事実
- 3 命令の内容
- 4 措置をとるべき期限

5 弁明書の提出先及び提出期限  
6 その他必要な事項  
別記第 6 号様式

命 令 記 録 簿

整理 番号	命 令 年月日	家畜の所有者		農場の所在	命令内容	備考
		住所	氏名			

熊本県告示第 2 8 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 御船町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 1 6 年熊本県告示第 1 9 0 号御船都市計画道路事業 3・4・4 号シンボルロード線
- 3 事業施行期間 平成 1 6 年 3 月 1 2 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

熊本県告示第 2 8 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宇土都市計画下水道事業 富合公共下水道
- 3 事業計画
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成 1 1 年 3 月 1 9 日熊本県告示第 1 8 7 号、平成 1 4 年 9 月 2 5 日熊本県告示第 7 2 9 号、平成 1 5 年 7 月 2 3 日熊本県告示第 7 8 7 号の事業地に、熊本市富合町清藤字一町田、字牛間、字水町、字居合、字突田、字天神免、字間添の一部、廻江字江端、字裏田、字外平の一部、志々水字雨田、字大坪の一部、古閑字七反田、字草坪、字江中島、字下江中島の全部、字四反田の一部、新字清藤分の全部、字古閑分、字桶底の一部、榎津字四の坪、字中屋敷、字戸坂町の一部、田尻字穂足の全部、字平碓、字六反田、字高柳、字四反田、字前田、字八反田、字戸崎前の一部、南田尻字壺町田、字江崎の全部、字長六、字馬場口、字辻、字潮入、字裏田、字北村、字深田の一部、木原字目黒町の全部、字永宮、字鱒塚の一部を加える。
  - (3) 事業施行期間 平成 1 1 年 2 月 1 7 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 2 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
慈愛園老人ホーム訪問介護事業所 熊本市神水一丁目 1 4 番 1 号	社会福祉法人慈愛園	平成 2 1 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 2 8 4 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
慈愛園老人ホーム訪問介護事業所 熊本市神水一丁目 1 4 番 1 号	社会福祉法人慈愛園	平成 2 1 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 2 8 5 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護ステーション）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
タガワブレース訪問看護ステーション 宇城市小川町南部田 1 5 5 6 番地 1	株式会社タガワブレース	平成 2 1 年 3 月 2 4 日

**熊本県告示第 2 8 6 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護ステーション）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
タガワブレース訪問看護ステーション 宇城市小川町南部田 1 5 5 6 番地 1	株式会社タガワブレース	平成 2 1 年 3 月 2 4 日

**熊本県告示第 2 8 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 2 5 号	菊池郡大津町大字杉水字中谷 3 6 9 8 番 1 地先から 同所 3 6 9 4 番 1 地先	前	29.0 ～ 57.0	117.0	道路法 第 2 4 条工事
			後	32.0 ～ 64.0		

主要地方道	荒尾南関線	荒尾市万田字陣内 6 1 5 番 2 地先から 同市原万田字妙見 3 0 2 番 9 地先まで	前	6.6 ～ 20.5	980.0	旧道移 管及び 緊道整 (街路 B)
		荒尾市万田字口ノ坪 8 9 2 番 1 地先から 同市原万田字妙見 3 0 2 番 9 地先まで		16.0 ～ 60.4		
		荒尾市万田字口ノ坪 8 9 2 番 1 地先から 同市原万田字妙見 3 0 2 番 9 地先まで	後	16.0 ～ 79.0	1,086. 0	
一般県道	玉名植木線	鹿本郡植木町大字平野字東原 7 5 番 7 地先から 同町大字平野字東谷 6 3 番 1 地先まで	前	5.6 ～ 6.2	200.0	道路法 第 2 4 条工事
				6.0 ～ 7.4		
			後	6.0 ～ 7.4	180.0	
				6.0 ～ 7.4		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

**熊本県告示第 2 8 8 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 8 号	下益城郡美里町栗崎字楠俣 1 0 7 番 3 地先から 同所 1 7 6 番 1 地先まで	前	12.7 ～ 28.2	62.4	廃道
			後	12.7 ～ 24.4		
一般国道	2 6 6 号	上天草市大矢野町登立字長迫 3 6 5 7 番 4 地先から 同町登立字深田 3 7 9 8 番 1 地先まで	前	11.4 ～ 21.6	68.0	交通円 滑国道
			後	14.8 ～ 31.4		
一般国道	3 2 4 号	上天草市松島町今泉字米ノ山 新田 6 4 3 8 番 3 2 5 地先から 同町今泉字御手水 4 0 6 7 番 1 地先まで	前	8.0 ～ 20.4	509.0	地域連 携国道
			後	9.0 ～ 48.8		
一般国道	3 2 5 号	山鹿市鹿本町来民字大坪 7 0 6 番 3 地先から	前	10.1 ～	79.0	道路法 第 2 4

		同所 7 1 1 番 1 地先まで		10.3 11.3 ~ 13.9	79.0	条工事
主要地方道	大津植木線	菊池郡菊陽町大字原水字塘ノ下 2 9 7 3 番地先から 同町大字原水字西上原 4 8 5 9 番 1 地先まで	前	5.2 ~ 19.0	3,698. 7	旧道移管
		菊池郡大津町大字室字北出口 1 3 9 5 番 1 地先から 合志市福原字上馬立 1 5 1 8 番 1 地先まで		44.4 ~ 16.0	3,427. 7	
		菊池郡大津町大字室字北出口 1 3 9 5 番 1 地先から 合志市福原字上馬立 1 5 1 8 番 1 地先まで	後	44.4 ~ 16.0	3,427. 7	
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町滝川字西原 2 0 0 0 番 4 地先から 同所 2 0 0 0 番 5 地先まで	前	6.0 ~ 18.3	71.5	やさ道交 1 地
			後	6.0 ~ 18.3	71.5	
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字尾寄 8 5 7 番 1 地先から 同所 8 7 3 番 1 地先まで	前	4.0 ~ 6.0	169.0	単道改
			後	10.5 ~ 12.5	169.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

**熊本県告示第 2 8 9 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
タガワブレースホームヘルパーステーション 宇城市小川町南部田 1 5 5 6 番地 1	株式会社タガワブレース	平成 2 1 年 3 月 2 4 日

**熊本県告示第 2 9 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
タガワブレースホームヘルパーステーション 宇城市小川町南部田 1 5 5 6 番地 1	株式会社タガワブレース	平成 2 1 年 3 月 2 4 日

**熊本県告示第291号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランあかね 宇城市松橋町両仲間1005番地 3	有限会社弘司	平成21年3月24日

**熊本県告示第292号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与事業所ひまわり 熊本市神水一丁目21番16号	有限会社健康共同ファルマ	平成21年4月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与事業所ひまわり 熊本市神水一丁目21番16号	有限会社健康共同ファルマ	平成21年4月1日

**熊本県告示第293号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与事業所ひまわり 熊本市神水一丁目21番16号	有限会社健康共同ファルマ	平成21年4月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与事業所ひまわり 熊本市神水一丁目21番16号	有限会社健康共同ファルマ	平成21年4月1日

**熊本県告示第294号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により公有水面埋立の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名  
熊本市水前寺六丁目18番1号 御所浦漁港管理者 熊本県
- 2 埋立区域

（1）位置

天草市御所浦町御所浦字竹ノ内2081の16、2081の14、2081の17、2081の13及び字堂ノ脇2269の2に隣接する無番地（堤）並びに2305の9、2305の6地先公有水面

（2）区域

次の（1）の地点から（14）の地点までを順次直線で結んだ線及び（14）の地点と（1）の地点を結ぶ平成20年春分の日満潮位（D.L. + 3.66メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (1) の地点 天草市御所浦町御所浦字堂ノ脇 2 3 0 5 の 9 地内 地籍図根多角点 (L L 1 1 4 - 4 北緯 3 2 度 2 0 分 5 5 . 3 9 1 7 秒 東経 1 3 0 度 2 1 分 2 6 . 4 2 4 7 秒) から 3 3 9 度 2 1 分 3 5 秒 1 1 1 . 8 7 7 メートルの地点
- (2) の地点 (1) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 2 1 . 2 2 0 メートルの地点
- (3) の地点 (2) の地点から 2 2 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
- (4) の地点 (3) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 3 . 8 0 0 メートルの地点
- (5) の地点 (4) の地点から 4 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
- (6) の地点 (5) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 2 0 . 2 0 0 メートルの地点
- (7) の地点 (6) の地点から 2 2 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
- (8) の地点 (7) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 3 . 8 0 0 メートルの地点
- (9) の地点 (8) の地点から 4 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
- (10) の地点 (9) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 2 0 . 2 0 0 メートルの地点
- (11) の地点 (10) の地点から 2 2 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
- (12) の地点 (11) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 3 . 8 0 0 メートルの地点
- (13) の地点 (12) の地点から 4 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 . 0 0 0 メートルの地点
- (14) の地点 (13) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 2 . 3 3 8 メートルの地点

(3)面積

3, 6 4 9 . 8 0 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1)位置

天草市御所浦町御所浦字竹ノ内 2 0 8 1 の 1 6、2 0 8 1 の 1 4、2 0 8 1 の 1 7、2 0 8 1 の 1 3 及び字堂ノ脇 2 2 6 9 の 2 に隣接する無番地 (堤) 並びに 2 3 0 5 の 9、並びに 2 2 7 0、2 2 7 5、2 2 7 6、2 2 8 2、2 2 8 4、2 2 8 5 の 2 及び 2 2 8 6 に隣接介在する無番地 (道) 並びに 2 3 0 5 の 6、2 3 0 5 の 7、字脇 2 8 5 2 の 1 7 及び 2 8 5 2 の 1 2 地内及び地先公有水面

(2)区域

次の (イ) の地点から (ワ) の地点までを順次直線で結んだ線及び (ワ) の地点と (イ) の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- (イ) の地点 天草市御所浦町御所浦字堂ノ脇 2 3 0 5 の 9 地内 地籍図根多角点 (L L 1 1 4 - 4 北緯 3 2 度 2 0 分 5 5 . 3 9 1 7 秒 東経 1 3 0 度 2 1 分 2 6 . 4 2 4 7 秒) から 3 4 7 度 4 3 分 0 4 秒 1 7 3 . 9 1 8 メートルの地点
- (ロ) の地点 (イ) の地点から 1 3 2 度 0 9 分 3 2 秒 1 2 1 . 7 0 8 メートルの地点
- (ハ) の地点 (ロ) の地点から 2 1 3 度 0 9 分 4 0 秒 6 7 . 7 0 8 メートルの地点
- (ニ) の地点 (ハ) の地点から 2 0 8 度 5 1 分 1 1 秒 2 2 . 2 7 1 メートルの地点
- (ホ) の地点 (ニ) の地点から 2 1 8 度 3 0 分 5 9 秒 1 2 . 5 4 3 メートルの地点
- (ヘ) の地点 (ホ) の地点から 3 1 6 度 1 6 分 4 0 秒 1 5 . 1 2 4 メートルの地点
- (ト) の地点 (ヘ) の地点から 3 0 4 度 0 6 分 5 6 秒 1 5 . 4 5 8 メートルの地点
- (チ) の地点 (ト) の地点から 3 1 4 度 3 2 分 2 0 秒 1 3 . 7 9 1 メートルの地点
- (リ) の地点 (チ) の地点から 3 1 9 度 0 2 分 5 2 秒 1 9 . 8 7 4 メートルの地点
- (ヌ) の地点 (リ) の地点から 3 2 6 度 0 7 分 2 8 秒 3 2 . 9 1 4 メートルの地点
- (ル) の地点 (ヌ) の地点から 4 2 度 1 6 分 1 7 秒 2 9 . 4 0 9 メートルの地点
- (ワ) の地点 (ル) の地点から 3 5 3 度 1 6 分 2 2 秒 2 7 . 3 0 0 メートルの地点



(ワ) の地点 (ヲ) の地点から 0 度 4 0 分 2 9 秒 2 5 . 0 4 8 メートルの地点

(3) 面積

1 0 , 3 8 1 . 9 7 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市経済部水産課

6 縦覧期間

告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 2 9 5 号

熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県組合等施行土地区画整理事業補助金交付要項の一部を改正する要項 (平成 9 年熊本県告示第 2 6 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条の 4」を「第 3 条の 3」に改める。

第 2 条の見出しを「(補助対象事業)」に改め、同条中「第 3 条の 5」を「第 3 条の 4」に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

番 年 月 号 日

熊本県知事 様

(申請者)

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業) 補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業) 補助金については、熊本県補助金等交付規則第 4 条の規定により次の条件を付して金 円を交付します。

1 事業の実施について次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業に要する経費の配分の変更 (軽微な変更を除く。) をするとき、又は事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をするとき。

(2) 事業を中止又は廃止するとき。

(3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

2 事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、知事の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該事業に係る補助率 (総事業費に対する補助金の割合) を乗じて得た金額を県に返還しなければならない。

3 事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助基本額から控除することがある。

4 本補助金について、組合の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 7 条関係)

番 年 月 号 日

熊本県知事 様

(申請者)

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業) 補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業 (地方特定道路整備事業) の計画変更については、熊本県補助金

等交付規則第7条の規定により承認し、熊本県組合等施行土地区画整理事業（地方特定道路整備事業）補助金の額を金 円（前回までの交付決定額 金 円）に変更します。

記

- 1 事業の実施について次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。  
 (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき、又は事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。  
 (2) 事業を中止又は廃止するとき。  
 (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。
- 2 事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、知事の承認を得て補助事業の完了後これと同種他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該事業に係る補助率（総事業費に対する補助金の割合）を乗じて得た金額を県に返還しなければならない。
- 3 事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助基本額から控除することがある。
- 4 本補助金について、組合の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

別記第9号様式（第7条関係）

番 年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）

年度熊本県組合等施行土地区画整理事業（地方特定道路整備事業）補助金計画変更承認通知書  
 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった 年度熊本県組合等施行土地区画整理事業（地方特定道路整備事業）の計画変更については、これを承認します。  
 附 則  
 この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 2・2・31号
- 3 事業施行期間 平成9年8月14日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市若葉四丁目160番外  
 使用の部分 熊本市若葉四丁目161番

熊本県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月31日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町手野字八反田 263番1地先から 同所 267番地先まで	153.7	単道改

- 2 供用を開始する期日 平成21年3月31日

**熊本県告示第 2 9 8 号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和 3 9 年熊本県規則第 5 6 号）別表第 6 第 1 項第 6 号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定め、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

山鹿市の区域における屋外広告物に関する事項

1 山鹿市の景観形成重点地区に係る基準

(1) 対象区域 次の表のとおり

路線名	始 点	終 点	区域の範囲
市道大橋西上町線	県道熊本山鹿自転車道との交点	県道畑中山鹿線との交点	路端から両側 2 0 メートル以内
市道八千代座線	市道大橋西上町線との交点	八千代座	路端から両側 2 0 メートル以内

(2) 対象行為

対象区域内における屋外広告物（屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で、次に掲げるものの設置及び外観の変更

ア はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、9 0 日を超えて継続して掲出し、又は表示するもの

イ ア以外の広告物で、表示面積が 1 平方メートルを超えるもの

(3) 基準

ア 表示面積及び掲出数は、いずれも最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めるとともに、建築物と一体感があるものとなるように、看板、のれん、軒灯等に創意工夫を施すよう配慮すること。

イ 建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁及び屋根の全体を覆うような大きいものを避けること。

ウ 一つの広告物の中でその表示面積の 3 分の 1 を超えて一つの色彩を使用する場合は、その色彩は次表の有彩色基準を満たすよう努めること。

色 相	明 度	彩 度
R・YR系	9. 0 以下	6. 0 以下
Y系	9. 0 以下	4. 0 以下
GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9. 0 以下	2. 0 以下

2 山鹿市の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側 2 0 メートル以内の範囲

路線名	始 点	終 点
国道 3 号	福岡県との境界	植木町との境界
国道 3 2 5 号	国道 3 号との交点	七城町との境界
国道 4 4 3 号	国道 3 号との交点	和水町との境界
県道日田鹿本線	国道 3 2 5 号との交点	大分県日田市との境界
県道玉名山鹿線	国道 3 号との交点	和水町との境界
県道菊池鹿北線	国道 3 号との交点	県道日田鹿本線との交点
県道熊本菊鹿線	県道鹿本松尾線との交点	七城町との境界
県道山鹿植木線	国道 3 号との交点	玉東町との境界
県道和仁山鹿線	国道 4 4 3 号との交点	和水町との境界
県道鹿本松尾線	県道熊本菊鹿線との交点	市道稗方立德線との交点
県道畑中山鹿線	国道 3 号との交点	市道伏鍋中尾線との交点
農道東部農免道 1 号線	国道 3 号との交点	市道杉野馬見線との交点
市道杉野馬見線	農道東部農免道 1 号線との交点	市道名塚中央線との交点
市道名塚中央線	市道杉野馬見線との交点	市道新湧尾八ノ峰線との交点
市道新湧尾八ノ峰線	市道名塚中央線との交点	市道湧尾八ノ峰線との交点
市道湧尾八ノ峰線	市道新湧尾八ノ峰線との交点	国道 3 2 5 号との交点
市道高校信田線	市道福原長坂線との交点	市道湧尾八ノ峰線との交点
市道福原長坂線	市道吹上稲田線との交点	市道高校信田線との交点

市道吹上稲田線	市道福原長坂線との交点	市道湯ノ口南部線との交点
市道湯ノ口南部線	市道吹上稲田線との交点	市道津袋・山鹿線との交点
市道津袋・山鹿線	県道日田鹿本線との交点	市道湯ノ口南部線との交点
市道新平小城三岳線	市道平小城三岳線との交点	国道 3 号との交点
市道平小城三岳線	市道新平小城三岳線との交点	県道和仁山鹿線との交点
市道稗方立德線	県道鹿本松尾線との交点	菊池市との境界
市道伏鍋中尾線	県道畑中山鹿線との交点	市道天の川中尾線との交点
市道天の川中尾線	市道伏鍋中尾線との交点	市道福原長坂線との交点
市道福原長坂線	市道天の川中尾線との交点	市道十三部御宇田線との交点
市道十三部御宇田線	市道福原長坂線との交点	市道御宇田・山鹿線との交点
市道御宇田・山鹿線	市道十三部御宇田線との交点	県道津留鹿本線との交点

- (2) 対象行為  
 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更  
 ア はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、90日を超えて継続して掲出し、又は表示するもの  
 イ ア以外の広告物で、表示面積が1平方メートルを超えるもの
- (3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1メートル以上後退するよう努めること。
外観	意匠	全体にまとまりのある意匠とすること。 極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	周辺の景観との調和に配慮すること。 支柱及び広告の側面は茶系とするよう努めること。
	材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

3 山鹿市の大規模建築物等届出地区に係る基準

- (1) 対象区域 山鹿市全域
- (2) 対象行為  
 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更  
 ア 建築物等（熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）第2条第2号の建築物等（広告塔及び広告板を除く。）をいう。以下同じ。）から独立したもので、高さ13メートルを超えるもの又は一面の表示面積が15平方メートルをこえるもの  
 イ 建築物等に付随するもので、建築物等の軒から5メートルの高さを超えるもの又は一面の表示面積が15平方メートルを超えるもの
- (3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1メートル以上後退するよう努めること。
外観	意匠	全体にまとまりのある意匠とすること。 極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	周辺の景観との調和に配慮すること。 支柱及び広告の側面は茶系とするよう努めること。
	材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

- 4 二つ以上の地区の区域が重複する区域の取扱い  
 1 から 3 までに掲げる地区のうち二つ以上の地区の区域が重複する区域には、その区域に適用される基準のすべてを適用する。

熊本県告示第 2 9 9 号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

天草市の区域における屋外広告物に関する事項

1 天草市の景観形成地域に係る基準

(1) 対象区域

- ア 天草景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）
- イ 牛深景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）
- ウ 天草町に係る景観形成地域
  - (ア) 下田景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）
  - (イ) 高浜景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）
  - (ウ) 福連木景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）
  - (エ) 大江景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

(2) 対象行為

- ア 対象区域内における建築物等（熊本県景観条例(昭和 6 2 年熊本県条例第 7 号)第 2 条第 2 項の建築物等。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物(屋外広告物法(昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの
- イ 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更
  - (ア) はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、9 0 日を超えて継続して掲出し、又は表示するもの
  - (イ) (ア) 以外の広告物で、表示面積が 1 平方メートルを超えるもの

(3) 基準 次の表のとおり

ア 天草景観形成地域

事 項		基 準
建築物等の外観	広告物に関する事項	屋上には、広告物を設けないよう努めること。 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めること。 広告旗、はり紙、広告幕等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めること。
広告物に関する事項		位置は、道路からできる限り後退させるように努めること。 海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めること。 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は周辺の景観に調和するよう努めること。 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離などおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるよう努めること。 色彩は、周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるよう努めること。 周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めること。

イ 牛深景観形成地域

事 項		基 準
広告物に関する事項		広告物を掲出する場合は、面積、設置数ともに最小限とするよう努めるとともに、建物本体及び周辺の建物と調和したデザインとするよう配慮すること。 屋上広告は、できるだけ掲出しないよう努めること。

やむを得ず掲出する場合は、まち並みから突出しないデザインとするよう努めるほか、建物と一体として感じられるものとするよう努めること。  
 建物自体の壁面を隠すような広告物は設けないよう努めること。  
 材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるよう努めること。  
 高彩度色はアクセントとしての利用を基本とし、まち並みや周辺の建物と調和するように配慮すること。また、多色の使用を避けるように努めること。  
 広告幕、広告旗などは、できる限り掲出しないよう努めること。

ウ 天草町に係る景観形成地域

(ア) 下田景観形成地域

事 項		基 準
建築物等の外観	広告物に関する事項	附帯する広告物等は建物との一体感に配慮すること。
広告物に関する事項		設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とするよう努めるものとし、足元の緑化等に努めること。 意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるよう努めること。 材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとするよう努めること。

(イ) 高浜景観形成地域

事 項		基 準
建築物等の外観	広告物に関する事項	附帯する広告物等は建物との一体感に配慮すること。
広告物に関する事項		設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とするよう努めること。 意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるよう努めること。 材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとするよう努めること。

(ウ) 福連木景観形成地域

事 項		基 準
建築物等の外観	広告物に関する事項	附帯する広告物等は建物との一体感に配慮すること。
広告物に関する事項		設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とするよう努めること。 意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるよう努めること。 材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとするよう努めること。

(エ) 大江景観形成地域

事 項		基 準
建築物等の外観	広告物に関する事項	附帯する広告物等は建物との一体感に配慮すること。
広告物に関する事項		設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とするよう努めるものとし、大江の教会の周囲については特に設

置位置に配慮すること。  
 意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるよう努めること。  
 材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとするよう努めること。

2 天草市の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次の表のとおり

路線名	始 点	終 点	区域の範囲
国道 2 6 6 号	国道 3 2 4 号との交点	道目木隧道入口	路端から両側 2 0 メートル以内

(2) 対象行為

対象区域内における特定施設（熊本県景観条例第 2 条第 5 項に規定する特定施設。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	できるだけ道路から後退した位置とするよう努めること。 交差点等角地に立地する場合は、両方の道路から後退した位置とするよう努めること。 広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とするよう努めること。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとするよう努めること。色彩・素材はその地域の 基調となるものと合い、隣接相互に調和するよう努めること。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとするよう努めること。 できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものとするように努めること。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮すること。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めること。
その他	広告旗、広告幕等については、できるだけ行わないよう努めること。

3 天草市の大規模行為に係る基準

(1) 対象区域 天草市全域

(2) 対象行為

(1) の対象区域内（第 1 項第 1 号の区域を除く。）における大規模行為（熊本県景観条例第 2 条第 6 項第 2 号の行為。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（第 2 項第 2 号に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事 項	基 準	
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めること。	
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とするよう努めること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

熊本県告示第 3 0 0 号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和 3 9 年熊本県規則第 5 6 号）別表第 6 第 1 項第 6 号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定め、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

苓北町の区域における屋外広告物に関する事項

1 苓北町の景観形成地区に係る基準

(1) 対象区域

- ア 富岡景観形成地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。」）
- イ 志岐景観形成地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。」）
- ウ 憩いの拠点景観形成地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）  
（「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。」）

(2) 対象行為

- ア 対象区域内における建築物等（熊本県景観条例（昭和 6 2 年熊本県条例第 7 号）第 2 条第 2 項の建築物等。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの
- イ 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更  
（ア）はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、9 0 日を超えて継続して掲出し、又は表示するもの  
（イ）（ア）以外の広告物で、表示面積が 1 平方メートルを超えるもの

(3) 基準 次の表のとおり

ア 富岡景観形成地区

事 項		基 準
屋外広告物	富岡城ゾーン	周辺の景観に配慮した高さとなるよう努めること。
	富岡港ゾーン	周辺の景観に配慮した高さとなるよう努めること。 周辺の景観に配慮した配置となるよう努めること。 富岡の歴史景観に配慮した意匠を導入するよう努めること。
	富岡集落ゾーン	集落内の主要道路沿線における屋外広告物は、歴史的景観に配慮した意匠となるよう努めること。

イ 志岐景観形成地区

事 項		基 準
屋外広告物	役場周辺ゾーン	周辺の景観と調和した大きさとなるよう努めること。
	志岐城跡ゾーン	周辺の景観に配慮した高さとなるよう努めること。 周辺の景観に配慮した配置となるよう努めること。 志岐の歴史景観に配慮した意匠を導入するよう努めること。 基調色は原色の使用を避けるよう努めること。

ウ 憩いの拠点景観形成地区

事 項		基 準
屋外広告物	大師山公園	空や海の眺望に配慮し、高さを可能な限り抑えるよう努めること。 自然素材を用いるよう努めること。 周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いるよう努めること。
	天神山公園	空や海の眺望に配慮し、高さを可能な限り抑えるよう努めること。 自然素材を用いるよう努めること。 周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用



		いるよう努めること。
	黒染溜池	自然素材を用いるよう努めること。 基調色は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いるよう努めること。
	志岐ダム	一般広告物はできるだけ行わないよう努めること。
	都呂々ダム	一般広告物はできるだけ行わないよう努めること。
	妙見の滝	一般広告物はできるだけ行わないよう努めること。 自然素材を用いるよう努めること。 色彩は、滝や海、空の青色に配慮し、多色の使用は避けるよう努めること。
	志岐山展望所	遠景に配慮した高さとなるよう努めること。 自然素材を用いるよう努めること。 基調色は、周辺の自然景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いるよう努めること。

2 苓北町の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次の表のとおり

路線名	始 点	終 点	区域の範囲
国道 3 2 4 号	苓北町上津深江と坂瀬川との境界	国道 3 8 9 号との交点	路端から両側 1 0 0 メートル以内

(2) 対象行為

対象区域内における特定施設（熊本県景観条例第 2 条第 5 項に規定する特定施設。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	できるだけ道路から後退した位置とするよう努めること。 交差点等角地に立地する場合は、両方の道路から後退した位置とするよう努めること。 広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とするよう努めること。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとするよう努めること。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するよう努めること。 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとするよう努めること。 できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものとするように努めること。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮すること。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めること。
その他	広告旗、広告幕等については、できるだけ行わないよう努めること。

3 苓北町の大規模行為に係る基準

(1) 対象区域 苓北町全域

(2) 対象行為

(1) の対象区域内（第 1 項第 1 号の区域を除く。）における大規模行為（熊本県景観条例第 2 条第 6 項第 2 号の行為。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（第 2 項第 2 号に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とするよう努めること。
外 観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とするよう努めること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材料	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

**熊本県告示第 3 0 1 号**

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日熊本県告示第 1 0 4 5 号（熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 第 1 項第 6 号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項）は、平成 2 1 年 4 月 1 日に廃止する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 3 0 2 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 宇土市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
浦小松－1（2 1 1－1－0 2 2－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
浦小松－2（2 1 1－1－0 2 2－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市上綱田町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小松（2 1 1－1－0 2 3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に

- 関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西長浜（2 1 1 - 1 - 0 2 4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
東長浜 - 1（2 1 1 - 1 - 0 2 5 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
東長浜 - 2（2 1 1 - 1 - 0 2 5 - 2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
長浜 - 1（2 1 1 - 1 - 0 2 6 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
長浜 - 2（2 1 1 - 1 - 0 2 6 - 2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
多出迫 1（2 1 1 - 1 - 0 2 7）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池（A）（2 1 1 - 1 - 0 2 8）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池（B）- 1（2 1 1 - 1 - 0 2 9 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池（B）- 2（2 1 1 - 1 - 0 2 9 - 2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
長部田- 1（2 1 1 - 1 - 0 3 0 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市住吉町、網津町、長浜町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
長部田 2-2（2 1 1-1-0 3 0-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市住吉町、網津町、長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
多出迫 2-1（2 1 1-2-0 1 8-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
多出迫 2-2（2 1 1-2-0 1 8-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池 1（2 1 1-2-0 1 9）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池 2（2 1 1-2-0 2 0）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市網津町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 笠爪 1（2 1 1 - 2 - 0 2 7）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市長浜町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 笠爪 3（2 1 1 - 2 - 0 2 8）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市長浜町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 田平 2（2 1 1 - 3 - 0 0 9）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市上網田町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 小松（2 1 1 - 3 - 0 1 0）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 宇土市長浜町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 多出迫 3（2 1 1 - 3 - 0 1 1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 宇土市長浜町  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池 3（2 1 1 - 3 - 0 1 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池 4（2 1 1 - 3 - 0 1 3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小池 5（2 1 1 - 3 - 0 1 4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
長浜川（2 1 1 - 1 - 0 3 8）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市長浜町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
稲生野 1-1 (445-1-011-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
稲生野 1-2 (445-1-011-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
稲生野 1-3 (445-1-011-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
稲生野 1-4 (445-1-011-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
中園-1 (445-1-012-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり



- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
中園一 2 (4 4 5 - 1 - 0 1 2 - 2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
後迫 1 (4 4 5 - 1 - 0 1 3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
岩立 1 - 1 (4 4 5 - 1 - 0 1 4 - 1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
岩立 1 - 2 (4 4 5 - 1 - 0 1 4 - 2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
岩立 1 - 3 (4 4 5 - 1 - 0 1 4 - 3)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 2（445-1-016）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 3（445-1-017）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 2（445-1-018）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 1-1（445-1-019-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 1-2（445-1-019-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
一ノ瀬 2（4 4 5 - 2 - 0 0 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
一ノ瀬 3 - 1（4 4 5 - 2 - 0 0 2 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
一ノ瀬 3 - 2（4 4 5 - 2 - 0 0 2 - 2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大藪 1 - 1（4 4 5 - 2 - 0 0 3 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大藪 1 - 2（4 4 5 - 2 - 0 0 3 - 2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大藪 2 - 1（4 4 5 - 2 - 0 0 4 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大藪 2 - 2（4 4 5 - 2 - 0 0 4 - 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 2（4 4 5 - 2 - 0 0 5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 6 - 1（4 4 5 - 2 - 0 0 6 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 6 - 2（4 4 5 - 2 - 0 0 6 - 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 6 - 3 （ 4 4 5 - 2 - 0 0 6 - 3 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 6 - 4 （ 4 4 5 - 2 - 0 0 6 - 4 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 6 - 5 （ 4 4 5 - 2 - 0 0 6 - 5 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 2 （ 4 4 5 - 2 - 0 0 8 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 3 （ 4 4 5 - 2 - 0 0 9 ）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 4 - 1 （ 4 4 5 - 2 - 0 1 0 - 1 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 4 - 2 （ 4 4 5 - 2 - 0 1 0 - 2 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 5 - 1 （ 4 4 5 - 2 - 0 1 1 - 1 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
稲生野 1 5 - 2 （ 4 4 5 - 2 - 0 1 1 - 2 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 1 7 ( 4 4 5 - 2 - 0 1 2 )  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 一ノ瀬 5 ( 4 4 5 - 2 - 0 2 4 )  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 7 - 1 ( 4 4 5 - 2 - 0 2 5 - 1 )  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 7 - 2 ( 4 4 5 - 2 - 0 2 5 - 2 )  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 9 - 1 ( 4 4 5 - 2 - 0 2 6 - 1 )  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 9-2 (445-2-026-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 10-1 (445-2-027-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 10-2 (445-2-027-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 8 (445-2-028)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 後迫 5 (445-2-057)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項



- 関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 6（445-2-058）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 7（445-2-059）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 8（445-2-061）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 9-1（445-2-062-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 9-2（445-2-062-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 9 - 3（4 4 5 - 2 - 0 6 2 - 3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 1 0（4 4 5 - 2 - 0 6 3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
後迫 1 1（4 4 5 - 2 - 0 6 4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西谷 - 1（4 4 5 - 2 - 0 6 5 - 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西谷 - 2（4 4 5 - 2 - 0 6 5 - 2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
岩立 2（4 4 5 - 2 - 0 6 6）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中川 1 - 1（4 4 5 - 2 - 0 8 6 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中川 1 - 2（4 4 5 - 2 - 0 8 6 - 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中川 2（4 4 5 - 2 - 0 8 7）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中川 3 - 1（4 4 5 - 2 - 0 8 8 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中川 3-2（4 4 5-2-0 8 8-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中川 4（4 4 5-2-0 8 9）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中川 5（4 4 5-2-0 9 0）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 3（4 4 5-2-0 9 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 4（4 4 5-2-0 9 2）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 5（4 4 5 - 2 - 0 9 3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 7（4 4 5 - 2 - 0 9 4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
杉ノ鶴 6（4 4 5 - 2 - 0 9 5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土  
木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 0 3 号

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次の  
ように定める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程  
（平成 2 1 年熊本県告示第 1 6  
8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号及び第 2 号を削り、同条第 3 号中「別記 3 民間施設給与等改善費」を「別  
記民間施設給与等改善費」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 4 号を同条第 2 号とす  
る。

別記 1 及び別記 2 を削り、別記 3 を別記とする。

別記第1号様式から別記第6号様式までを削り、別記第7号様式を別記第1号様式とし、別記第8号様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県告示第304号

熊本県中小企業融資制度要項を次のように定める。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県中小企業融資制度要項

(目的)

第1条 この要項は、県内中小企業者の金融の円滑化を図り、県内中小企業者の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(融資資金)

第3条 この要項に基づき融資する資金（以下「本資金」という。）は次のとおりとする。

- (1) 熊本県産業活性化資金
- (2) 熊本県金融円滑化特別資金
- (3) 熊本県小規模事業者おうえん資金
- (4) 熊本県創業者支援資金
- (5) 熊本県新事業展開支援資金
- (6) 熊本県経営サポート資金
- (7) 熊本県中小企業短期資金

2 前項各号の融資対象者、資金使途、融資限度額、取扱金融機関、融資条件等は、別に定める。

(融資対象者)

第4条 融資対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。
- (2) 県内で同一の事業を1年以上営んでいること。ただし、熊本県創業者支援資金及び新事業展開支援資金で新会社を設立した場合で融資を受ける場合を除く。
- (3) 借入目的と同一事業を1年以上営んでいること。ただし、熊本県創業者支援資金及び新事業展開支援資金で融資を受ける場合を除く。
- (4) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。
- (6) 納期が到来した県税について滞納がないこと。

(信用保証)

第5条 本資金のうち第3条第1項第1号から第6号までに規定する資金は保証協会の信用保証（以下「保証」という。）に付するものとし、同項第7号に規定する資金は取扱金融機関の定めにより行う。

(融資申込)

第6条 本資金の融資を受けようとする者は、別に定める申込書及び提出書類（以下「申込書等」という。）を事業所所在地の商工会議所、商工会若しくは中小企業団体中央会（以下「商工団体」という。）又は金融機関に提出するものとする。

(融資のあっせん及び審査)

第7条 前条の申込書等を受理した商工団体は、速やかに内容の審査を行い、審査の結果、融資を行うことが適当と認めるときは、別に定める商工団体意見書（以下「意見書」という。）を作成し、申込者に交付する。

(取扱金融機関の審査)

第8条 第6条の申込書等を受理した金融機関は、速やかに内容の審査を行い、受理した申込書等に保証協会の求める書類を添えて保証協会に送付するものとする。

(保証協会の審査)

第9条 前条の書類等を受理した保証協会は、速やかに内容の審査を行い保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

(融資の実行)

第10条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(重複貸付の特認)

第11条 本資金の融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号。以下「貸付規則」という。）第8条ただし書きの規定により知事が必要と認めたとし、本資金の融資を重複して受けることができるものとする。

(借換え)

第12条 熊本県金融円滑化特別資金については、熊本県中小企業融資制度で別に定める資金の債務返済を目的として融資を受けることができる。ただし、経済産業省の責任共

- 有制度要綱（平成18・09・12中庁第2号）に定める責任共有制度対象として融資を受けた資金を責任共有制度対象外となる資金に借り換えることはできない。  
（貸付原資）
- 第13条 県は、本資金を運用するために、歳計現金の運用状況を勘案し、予算の範囲内で貸付規則に基づき取扱金融機関に貸付け（以下「預託」という。）を行う。
- 2 取扱金融機関は、預託を受ける場合は、貸付規則に基づく手続きを行うものとする。ただし、預託を必要としない場合は、県に別に定める預託辞退届を提出するものとする。
- 3 前2項による預託を受けた取扱金融機関は、貸付を受けた資金に別に定める自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項で定めるところにより融資を行うものとする。  
（損失補償）
- 第14条 県は、この制度の実施のため、保証協会との間に損失補償契約を締結する。  
（虚偽の申込みによる期限の利益の喪失）
- 第15条 取扱金融機関及び保証協会は、この要項に基づく融資について制度の利用者に関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要項に違反する事項があると認めるときは、当該利用者に対して期限の利益を喪失させて融資の返還を求めることができる。この場合において、融資の返還については、個々の事情に応じた措置を講じるものとする。  
（歩積、両建等の禁止）
- 第16条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。  
（融資状況の報告）
- 第17条 保証協会は、毎月、別に定める融資状況報告書を県に提出しなければならない。  
（協議、調査等）
- 第18条 県は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、取扱金融機関、保証協会、商工団体等と適宜協議するとともに、必要と認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。  
（雑則）
- 第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 附 則  
（施行期日）
- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。  
（熊本県産業活性化資金融資制度要項等の廃止）
- 2 次に掲げる融資制度要項は廃止する。
- （1）熊本県産業活性化資金融資制度要項（平成17年熊本県告示第512号）  
（2）熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成13年熊本県告示第326号）  
（3）熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第786号）  
（4）熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成8年熊本県告示第384号）  
（5）熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成16年熊本県告示第293号）  
（6）熊本県経営サポート資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第319号）  
（7）熊本県中小企業短期資金融資制度要項（昭和49年熊本県告示第499号の2）  
（経過措置）
- 3 この要項の施行日前に、前項の要項による改正前の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

**公 告****熊本県公告第151号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫2032番1の一部及び同2037番の一部  
4, 418.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町光の森七丁目16番地2  
社会福祉法人愛和学院

**熊本県公告第152号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池市泗水町南田島字宮迫1790番2の一部、同1793番の一部、同1794番の一部及び同1866番の一部

4,504.58平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池市泗水町南田島1845番地  
社会福祉法人友朋会

**熊本県公告第153号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字石ノ窪2467番1の一部、同2467番2の一部、同2467番6、同2467番8、同2467番9、同2468番3及び里道の一部  
1,361.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市須屋876番地エスペランサ須屋105  
有満 寛  
山鹿市鹿本町来民1261番地1  
角田 孝信

**熊本県公告第154号**

八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定より公告する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	折口 昭博	八代市高下東町389番地
理事	山田 渡	八代市平山新町5807番地
理事	福田 清治	八代市奈良木町281番地
理事	作田 末喜	八代市本野町1764番地
理事	三宅 秋雄	八代市植柳下町4958番地
理事	梅田 洋一郎	八代市大福寺町539番地
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地の16
理事	松下 健一	八代市揚町330番地
理事	千代永 良市	八代市水島町3021番地
理事	兵藤 敏行	八代市敷川内町710番地
理事	山本 善嶽	八代市催合町824番地
理事	木下 幸一	八代市日奈久山下町3476番地の1
理事	増田 寛明	八代市日奈久大坪町3800番地の3
理事	丸尾 敏勝	八代市日奈久大坪町18番地の2
理事	村上 信彦	八代市日奈久新田町1925番地
監事	宮本 國昭	八代市豊原中町2451番地
監事	田上 清次	八代市植柳上町4983番地
監事	藤本 繁成	八代市水島町2522番地
監事	川上 昭俊	八代市日奈久大坪町989番地
就任		
理事	宮本 國昭	八代市豊原中町2451番地
理事	福岡 文雄	八代市奈良木町532番地
理事	作田 末喜	八代市本野町1764番地
理事	内田 保広	八代市平山新町5606番地
理事	田中 茂光	八代市大福寺町96番地
理事	田上 清次	八代市植柳下町2825番地の2
理事	兵藤 敏行	八代市敷川内町710番地



理事	松下 健一	八代市場町330番地
理事	小林 幸生	八代市催合町841番地の1
理事	植田 直年	八代市高植本町1241番地
理事	千代永 義光	八代市水島町2201番地の16
理事	下山 竹次郎	八代市日奈久山下町3416番地
理事	村上 清弘	八代市日奈久新田町2151番地
理事	杉本 秀雄	八代市日奈久新田町3725番地
理事	犬置 久男	八代市日奈久大坪町996番地
監事	園田 悟	八代市高下東町148番地
監事	松本 幸一	八代市植柳下町4239番地
監事	内藤 浩幸	八代市高植本町1125番地
監事	桑原 信弘	八代市日奈久塩北町4450番地

**熊本県公告第155号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 被処分者  
 名称 株式会社大成  
 代表者氏名 代表取締役 江本 重正  
 事務所所在地 熊本県熊本市新大江一丁目1-1-701号  
 免許証番号 熊本県知事（1）第4417号  
 免許年月日 平成17年5月20日
- 処分年月日  
 平成21年3月19日
- 処分内容  
 免許の取消し
- 適用条項  
 宅地建物取引業法第66条第1項第9号

**熊本県公告第156号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 上益城郡益城町大字広崎字花立1039番1  
 1,732.92平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市沼山津四丁目3番182号  
 光岡 逸男

**熊本県公告第157号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5756番3、同5757番3、同5758番1、同5800番299、同5800番300及び水路  
 2,872.96平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 菊池郡菊陽町津久礼76番地3  
 有限会社ジョイント

訓 令

熊本県訓令第 3 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
 熊本県税事務取扱規程（昭和 4 7 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項第 2 号中「法人等」を「法人」に改める。

第 2 6 条の見出しを「（税額変更等の取扱い）」に改め、同条第 1 項中「所得税」を「局長等は、所得税」に、「に基づく」を「により」に、「課税標準額又は税額の更正又は減免」を「課税標準額若しくは賦課決定された税額の変更又は減免を行う場合」に、「個人事業税更正（減免）通知書」を「個人事業税賦課決定等通知書」に改め、同条第 2 項中「更正又は取消」を「税額等の変更又は課税の取消し」に改める。

第 3 3 条第 2 項中「法人事業税申告納付期限延長承認通知書」を「法人事業税・地方法人特別税申告納付期限延長承認通知書」に改める。

第 3 6 条中「法人県民税・法人事業税更正・決定決議書」を「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税更正・決定決議書」に、「法人県民税・法人事業税更正・決定通知書」を「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税更正・決定通知書」に改める。

第 4 0 条第 2 項中「法人等の設立・異動届出書（規則別記第 2 9 号の 4 の 4 様式）」を「法人設立（設置）届（規則別記第 2 9 号の 4 の 4 様式）又は法人異動届（規則別記第 2 9 号の 4 の 5 様式）」に改める。

第 4 0 条の 2 の見出しを「（法人設立（設置）届等の取扱い）」に改め、同条中「法人等の設立異動届出書」を「法人設立（設置）届又は法人異動届」に改める。

第 5 1 条に次の 1 項を加える。

2 局長等は、前項の評価価格を変更した場合は、不動産価格決定内容変更通知書（別記第 2 9 号の 4 様式）により、速やかに関係市町村長に通知するものとする。

第 5 2 条中「不動産取得税賦課決定決議書」を「不動産取得税賦課決定等決議書」に改める。

第 5 3 条の見出しを「（税額変更等の取扱い）」に改め、同条第 1 項中「不動産取得税に係る税額を更正し、又は取り消す」を「賦課決定された税額を変更し、賦課決定を取り消し、又は徴収を猶予する」に、「不動産取得税賦課決定決議書」を「不動産取得税賦課決定等決議書」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 9 条の見出しを「（納税通知書の作成及び税額変更等の手続）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 熊本県税事務所長は、賦課決定された税額を変更し、又は賦課決定を取り消す場合には、おいては、鉾区税賦課決定（取消）決議書（別記第 6 9 号様式）により行い、鉾区税賦課決定（取消）通知書（別記第 7 0 号様式）により納税義務者に通知するものとする。

第 1 3 8 条第 1 項第 1 号中「過誤納金、還付加算金還付（充当）決議書」を「過誤納金、還付加算金還付・充当（委託納付）決議書」に改め、同条第 2 号中「過誤納金還付・充当通知書」を「過誤納金還付・充当等通知書」に改め、同条第 2 項中「過誤納金、還付加算金還付（充当）決議書」を「過誤納金、還付加算金還付・充当（委託納付）決議書」に改める。

第 1 3 9 条第 3 項中「過誤納金の充当による調定減額決議書」を「過誤納金の充当・委託納付による調定減額決議書」に改める。

別表第 1 中県税決算書の項及び県税調定収入報告書の項を削る。

別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式(第 26 条関係)

個人事業税賦課決定等通知書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 印  
熊本県熊本県税事務所長

個人事業税を次のとおり 増額・減額・取消・減免 することとしましたので、通知し  
ます。 (単位：円)

		所得分	納税者番号		
区 分		前 回	今 回	増 差	
総 所 得 金 額				/	
事 業 専 従 者 控 除 額					
そ の 他 の 控 除 額					
事 業 主 控 除 額					
課 税 所 得 金 額					
税 額 訳	年 税 額				
	内 訳	一 期			
		二 期			
		随 時			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税の根拠 地方税法第72条の50</li> <li>・ 既に納付済みの方で賦課決定等によって過納となった方には、別途送金払戻し(その他の未納税額のある方には充当のうえ別途充当通知)をいたします。                      なお、未納の方は地域振興局(県税事務所)へ至急お納めください。</li> </ul>					
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。                      なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。                      なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。                      (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。                      (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 1 4 号様式中「法人事業税申告納付期限延長承認通知書」を「法人事業税・地方  
 法人特別税申告納付期限延長承認通知書」に改める。  
 別記第 1 6 号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第36条関係)

決 裁								

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税 更正・決定決議書

起 案 日           年 月 日  
 決 裁 日           年 月 日  
 通知(予定)日      年 月 日

地方税法第55条第 項又は同法第72条 第 項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により次のとおり更正・決定し、通知してよろしいか。

納税者番号		事業年度(連結事業年度)・計算期間	年 月 日から 年 月 日まで			
法人所在地						
法人名						
法 人 県 民 税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
法人税割	利子割額			利子割額		
	差引法人税割額			差引法人税割額		
均 等 割						
計						
この更正・決定により納付すべき県民税額						
法 人 事 業 税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
所得 割 制 (特定信託所得割)	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	計					
	軽減税率不適用法人の金額					
付 加 価 値 割						
資 本 割						
収 入 割						
合計事業税額						
					端数処理後の事業税額	
地 方 法 人 特 別 税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
所得割に係る額						
収入割に係る額						
計						
					端数処理後の地方法人特別税額	
加 算 金	区 分	対 応 税 額	税率(%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額
	過 少 申 告 (加重対象分)					
	不 申 告					
	重					
			増減額の内訳	区 分	法人事業税	地方法人特別税
				過少申告		
				不申告 重		
指定納期限	年 月 日	この更正・決定により納付すべき事業税、地方法人特別税及び加算金の合計額				
この更正・決定の基礎						
備考						

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 29 号の 3 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 29 号の 4 様式 (第 51 条関係)

年度		区分	課税地		取 扱 者				
不動産価格決定内容 変更通知書		建築分							
		物件所在地							
整理番号	課税標準額	税 額		調 定 年 月 日		納 期 限			
変更年月日	変 更 額	変 更 額		変 更 理 由		調 査 年 月 日			
						申 告 額			
当 初	取 得 年 月 日	取 得 区 分	種 別	構 造	延床面積 <sup>m<sup>2</sup></sup> 坪	評 点 数	1 点 当 価 格	価 格	3.3m <sup>2</sup> 当 り 格
変 更 後									
控 除			金 額		当 初 決 定 価 格		備 考		
理 由				円					
資金貸付 公共代替				円					
防 災 建 築、耐 火 建 築 等				円					
住宅建築(住宅部分		m <sup>2</sup> 坪)		円					

別記第 30 号様式を次のように改める。

別記第 30 号様式 (第 52 条、第 53 条関係)

決 裁								

不動産取得税賦課決定等決議書

次のとおり賦課決定・取消・徴収猶予してよろしいか伺います。

なお、御決裁のうへは、別紙(案)により施行してよろしいか併せて伺います。

起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	調定(通知)日	年 月 日	文書番号	
納税義務者	住所						
	氏名						
納税者番号		課税(予定)期月		取得区分		評価区分	
通知書番号		申告年月日		共有者数			
区 分		課税標準額(円)			調 定 額(円)		
前回決定(予定)額		①					
今 回 決 定 内 容	変更の額		②				
	決 定 額③=①+②						
	徴 収 猶 予 額						
	徴 収 猶 予 期 限		年 月 日		変更後納期限	年 月 日	
賦 課 決 定 の 内 訳	減 額 等 の 種 類		根 拠 法 令 等		課税標準額の減(円)	税額の減(円)	

	合 計	
	物 件 所 在 地	地目又は建物用途
賦課決定の対象	地積又は延床面積	
備考		

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 3 2 号様式を次のように改める。  
 別記第 3 2 号様式 削除  
 別記第 6 9 号様式及び別記第 7 0 号様式を次のように改める。

別記第69号様式(第89条関係)

決 裁							

鉾区税賦課決定(取消)決議書

起案日           年    月    日  
 調定日           年    月    日  
 通知日           年    月    日

次のとおり賦課決定(取消)してよろしいか伺います。  
 なお、御決裁のうえは、別紙(案)により施行してよろしいか、併せて伺います。

納税義務者	住 所			
	氏 名			
当初課税年度	年度	納税者番号		

当初課税年度	年度	納税者番号				
登録番号	今回決定額 ①		当初(前回)決定額②		差引額 ①-②	課税面積 (100 <sup>ア</sup> - <sup>ル</sup> )
	月数	税額	月数	税額		
備 考						

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。  
 鉦区の数に合わせて、この様式中の行数を挿入又は削除すること。

別記第70号様式(第89条関係)

鉦区税賦課決定(取消)通知書

第 号  
 年 月 日

様

熊本県熊本県税事務所長 印

あなたの鉦区税の当初(前回)決定額を、下記の今回決定額に変更する(取り消す)こととしましたので、通知します。

記

当初課税年度	年度	納税者番号				
登録番号	今回決定額 ①		当初(前回)決定額②		差引額 ①-②	課税面積 (100 <sup>ア</sup> - <sup>ル</sup> )
	月数	税額	月数	税額		

--	--	--	--	--	--	--

根拠法令等

既納付額	
還付額 (未納額)	

※この通知の結果、なお未納となる方は、当県税事務所へ納めて下さい。

教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当県税事務所を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。  
 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。  
 鉱区の数に合わせて、この様式中の行数を挿入又は削除すること。

別記第 1 3 1 号様式を次のように改める。

別記第131号様式(その1)(第138条関係)

							決裁年月日			
局(所)長	次 長	部 長	副 部 長	課 長	係 長	主 査		起 案 年 月 日		
								年 月 日		
年度 過誤納金 還付・充当 (委託納付) 決議書 還付加算金							支 払 科 目	歳 入(下戻)	歳 出 還 付	
							整理簿番号	第	号	
課 税 地	年度	事業年度	税 目	納 期 限	納税者 住 所 所在地					
			現 ・ 繰	・ ・						
台 帳 番 号	期 別	中 確 更 別	指 定 期 限	督 促 年 月 日	氏 名 法 人 名 代 表 者					
			・ ・	・ ・						
区 分	税 額	延滞金	加算金	計	納 付 日 年 月	扱 別	還 付 加 算 金 計 算 の 基 礎			
							基 本 額	計 算 期 間	日 数	加 算 金 額
納 付 し た 額					・ ・		.....	.....		
					・ ・		.....	.....		
					・ ・		.....	.....		
					・ ・		.....	.....		







氏 名	住 所	活動区域
生田 和吉	熊本市黒髪二丁目4番21号	熊本北警察署管轄区域
池田 常雄	熊本市楠七丁目2番21号	〃
市原 敬助	熊本市龍田町弓削711番地12	〃
上田 哲也	熊本市硯川町279番地3	〃
内田 一徳	熊本市鶴羽田町589番地	〃
小野 洋一	熊本市坪井三丁目8番6号	〃
金光 幸雄	熊本市万楽寺町41番地2	〃
河野 國廣	熊本市清水新地五丁目4番8号	〃
河野 力三	熊本市安政町2番15号	〃
北御門 博子	熊本市中央街7番13号	〃
黒川 大二	熊本市岡田町5番7号	〃
島川 明敏	熊本市麻生田五丁目14番15号	〃
嶋村 幸一	熊本市大窪三丁目2番2号	〃
清水 龍市	熊本市龍田七丁目19番1号	〃
白石 武信	熊本市大江三丁目8番7号	〃
高巢 宗夫	熊本市花園一丁目3番15号	〃
田尻 一男	熊本市梶尾町337番地2	〃
田邊 正直	熊本市新屋敷一丁目13番3号	〃
中山 紀雄	熊本市白山一丁目1番28号	〃
西菌 謙吾	熊本市花園六丁目2番42号	〃
西本 豊秀	熊本市池田四丁目28番13号	〃
野田 広康	熊本市硯川町895番地4	〃
花田 弘恵	熊本市武蔵ヶ丘三丁目17番4-70号	〃
福岡 耕造	熊本市黒髪七丁目109番地	〃
福永 強一	熊本市麻生田四丁目13番11号	〃
松浦 勇進	熊本市新市街13番21号	〃
松岡 政晴	熊本市龍田六丁目14番45号	〃
村上 春行	熊本市下硯川町587番地	〃
吉崎 征一	熊本市九品寺三丁目5番11号	〃
芳村 義雄	熊本市北千反畑町5番10号	〃
有田 末人	熊本市田井島二丁目8番58号	熊本南警察署管轄区域
一門 哲也	熊本市近見八丁目8番93号	〃
上田 六男	熊本市紺屋阿弥陀寺町35番地	〃
尾村 哲	熊本市島崎四丁目7番14号	〃
勝矢 幾寛	熊本市二本木三丁目10番21号	〃
木下 義信	熊本市無田口町1711番地1	〃
児安 洋一	熊本市銭塘町430番地2	〃
高木 良一	熊本市富合町大町414番地	〃
高本 國廣	熊本市田崎二丁目30番80-305号	〃
高本 信人	熊本市田迎二丁目6番34号	〃
田崎 正幸	熊本市池上町1378番地3	〃
橘 一男	熊本市小島中町5番地	〃
谷川 廣	熊本市八幡七丁目3番2号	〃
田上 平	熊本市海路口町3809番地1	〃
辻 公輝	熊本市上代三丁目11番72号	〃
豊永 健一	熊本市御幸笛田四丁目18番5号	〃
中川 憲正	熊本市近見八丁目13番50号	〃
中村 恵彦	熊本市河内町野出1004番地	〃
中村 剛	熊本市沖新町668番地	〃
中村 博巳	熊本市野口一丁目11番8号	〃
能田 伸一郎	熊本市琴平本町4番63号2C-2-202	〃
野口 泰子	熊本市護藤町606番地	〃

平野 博文	熊本市出仲間二丁目1番45号	〃
藤原 謙吾	熊本市新町三丁目10番13号	〃
村上 清孝	熊本市河内町船津2850番地	〃
村崎 義春	熊本市富合町榎津1033番地	〃
吉田 誠義	熊本市本荘町688番地2	〃
阿部 勝人	熊本市若葉四丁目28番1号	熊本東警察署管轄区域
井長 精華	熊本市新外三丁目1番66号	〃
上村 侃	熊本市南町5番10号	〃
内野 保	熊本市花立二丁目8番23号	〃
桂 政廣	熊本市戸島五丁目6番69号	〃
清村 勝	熊本市水前寺四丁目37番17号	〃
工藤 悦雄	熊本市上南部三丁目30番71号	〃
酒井 凉子	熊本市東町三丁目6番10-17号	〃
佐藤 虔二	熊本市健軍三丁目18番10号	〃
高野 剛	熊本市尾ノ上二丁目12番9号	〃
椿 敏道	熊本市国府一丁目8番62号	〃
内藤 守親	熊本市江津一丁目12番16号	〃
中島 公久	熊本市帯山五丁目28番17号	〃
中島 光國	熊本市大江二丁目16番18号	〃
中村 勝則	熊本市出水六丁目22番7号	〃
野見山 義之	熊本市御領五丁目1番30号	〃
橋本 肇	熊本市長嶺南二丁目2番58号	〃
長谷川 智度	熊本市長嶺東五丁目5番38号	〃
濱砂 名言	熊本市沼山津三丁目9番61号	〃
濱田 明博	熊本市戸島四丁目2番76号	〃
村上 盛昭	熊本市下南部六丁目2番52号	〃
山口 和彦	熊本市神水一丁目31番2号	〃
山村 哲徳	熊本市桜木五丁目9番12号	〃
今村 智博	玉名郡玉東町大字上木葉383番地の1	玉名警察署管轄区域
上田 俊次	玉名郡南関町大字関町1502番地8	〃
上野 孝広	玉名市天水町小天265番地	〃
内尾 昌章	玉名市横島町横島638番地	〃
江上 正健	玉名郡和水町江田66番地4	〃
緒方 大海	玉名市岱明町上415番地1	〃
金澤 武之	玉名市中1224番地6	〃
坂上 吉之	玉名市滑石1321番地2	〃
武澤 諫	玉名市上小田1528番地6	〃
竹下 春夫	玉名郡和水町板楠2576番地	〃
竹本 久芳	玉名市天水町小天9253番地	〃
竹森 利徳	玉名市岱明町野口882番地	〃
西川 攻	玉名市築地2458番地3	〃
開 勝年	玉名市天水町小天6961番地	〃
藤崎 忠義	玉名郡南関町大字関町1321番地2	〃
森 建一	玉名市石貫4246番地2	〃
伊藤 民雄	玉名郡長洲町大字腹赤1243番地	荒尾警察署管轄区域
浦田 裕一	荒尾市増永675番地2	〃
組脇 勝利	玉名郡長洲町大字長洲2168番地40	〃
坂口 悦生	荒尾市府本144番地2	〃
田中 貞義	荒尾市八幡台二丁目10番10号	〃
長瀬 護雄	玉名郡長洲町大字宮野119番地6	〃
古川 和也	荒尾市下井手511番地4	〃
前田 明彦	荒尾市本井手357番地1	〃
山口 輝幸	荒尾市下井手171番地	〃

山田 勝清	荒尾市上井手445番地2	〃
山道 力成	荒尾市川登1918番地10	〃
池田 邦弘	山鹿市石83番地	山鹿警察署管轄区域
牛島 健二	山鹿市鹿本町来民1727番地1	〃
内田 英彦	鹿本郡植木町大字植木223番地	〃
緒方 義弘	山鹿市坂田2279番地	〃
栗原 輝美	山鹿市鹿北町岩野115番地2	〃
栗原 典江	山鹿市下吉田633番地4	〃
古賀 文則	山鹿市南島1692番地2	〃
竹下 和昭	山鹿市鹿央町霜野1303番地	〃
西田 克巳	山鹿市津留3088番地	〃
平川 民子	鹿本郡植木町大字岩野317番地の8	〃
藤本 俊行	鹿本郡植木町大字一木76番地	〃
前田 敬治	鹿本郡植木町大字内51番地の3	〃
村井 正臣	山鹿市菊鹿町下内田361番地2	〃
山部 澄友	鹿本郡植木町大字富応329番地	〃
秋月 順子	菊池市隈府58番地	菊池警察署管轄区域
秋吉 佐智代	菊池市下河原5086番地	〃
井藤 弘吉	菊池市泗水町富納378番地2	〃
上田 照久	菊池市泗水町豊水3300番地4	〃
坂梨 鷹元	菊池市七城町小野崎835番地2	〃
田中 廣利	菊池市野間口794番地1	〃
中村 道夫	菊池市旭志新明2688番地2	〃
針 金男	菊池市隈府1057番地5	〃
東 浩司	菊池市旭志小原529番地2	〃
渡邊 真一郎	菊池市隈府1389番地	〃
有働 義則	合志市豊岡2008番地811	大津警察署管轄区域
岡田 磯雄	菊池郡大津町大字陣内1124番地2	〃
木村 孝義	菊池郡大津町大字引水520番地	〃
小椋 征朗	菊池郡菊陽町大字原水5271番地1	〃
坂田 敏昭	阿蘇郡西原村大字河原2343番地	〃
田野 敏博	阿蘇郡西原村大字布田1173番地2	〃
塚本 文昭	合志市栄1229番地	〃
西岡 和明	菊池郡菊陽町大字曲手229番地	〃
野口 正一	合志市合生849番地	〃
古庄 重信	菊池郡大津町大字高尾野675番地	〃
松岡 榮美	合志市福原1115番地2	〃
村上 力雄	菊池郡菊陽町大字津久礼51番地2	〃
八十川 則雄	合志市豊岡2023番地48	〃
山下 博文	阿蘇郡西原村大字鳥子995番地2	〃
時松 一義	阿蘇郡小国町大字下城2084番地	小国警察署管轄区域
中嶋 廣美	阿蘇郡小国町大字宮原2032番地の2	〃
本田 英明	阿蘇郡南小国町大字満願寺2204番地3	〃
荒井 咲子	阿蘇市一の宮町宮地4581番地	阿蘇警察署管轄区域
小野 將一	阿蘇市波野大字滝水196番地1	〃
高橋 誠一	阿蘇郡産山村大字山鹿2434番地	〃
松川 シズノ	阿蘇市小里140番地	〃
森塚 孝行	阿蘇市赤水953番地3	〃
山口 澄雄	阿蘇市一の宮町宮地3310番地3	〃
山部 頼子	阿蘇市一の宮町宮地1968番地6	〃
荒牧 久利	阿蘇郡高森町大字上色見682番地	高森警察署管轄区域
大塚 弘倫	阿蘇郡高森町大字高森1310番地1	〃
中野 義邦	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5174番地1	〃

渡邊 磨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石3336番地1	〃
勝本 一郎	上益城郡御船町大字木倉7095番地3	御船警察署管轄区域
熊宮 敏宏	上益城郡益城町大字安永671番地	〃
下田 準二	上益城郡益城町大字下陳700番地	〃
田上 義隆	上益城郡甲佐町大字中横田1195番地	〃
富澤 典子	上益城郡益城町大字小谷102番地	〃
畑田 武俊	上益城郡甲佐町大字早川452番地の1	〃
馬場 雅夫	上益城郡嘉島町大字鯰1784番地2	〃
前田 晴重	上益城郡益城町大字宮園555番地	〃
森田 優二	上益城郡御船町大字御船236番地	〃
吉田 千里	上益城郡御船町大字田代983番地	〃
渡邊 佳子	上益城郡嘉島町大字上六嘉358番地	〃
甲斐 光明	上益城郡山都町菅尾1254番地2	山都警察署管轄区域
佐野 重光	上益城郡山都町山田885番地3	〃
下田 誠	上益城郡山都町下名連石842番地2	〃
田上 徳義	上益城郡山都町下馬尾175番地2	〃
岩永 日出幸	下益城郡城南町大字阿高539番地1	宇城警察署管轄区域
上野 松雄	宇城市小川町新田出1181番地	〃
上村 重子	宇城市三角町波多68番地	〃
浦上 大人男	下益城郡城南町大字舞原88番地	〃
緒方 秀年	下益城郡美里町原町46番地	〃
甲斐 きみ子	宇土市網津町1421番地	〃
木村 勝吉	宇城市松橋町松橋488番地	〃
清田 猛	宇城市松橋町豊福550番地4	〃
境 洋治	下益城郡美里町原町22番地	〃
白石 惇	宇土市古保里町633番地1	〃
瀧下 敏彦	宇城市豊野町巢林747番地	〃
谷山 次則	宇土市神馬町725番地	〃
豊田 茂稔	宇城市不知火町高良1855番地1	〃
奈須 重喜	宇城市松橋町松橋552番地7	〃
山口 俊一	宇城市三角町三角浦1159番地78	〃
山口 久代	宇土市下網田町1850番地1	〃
山口 義則	宇城市小川町小川60番地1	〃
吉川 満璃子	宇土市本町一丁目18番地	〃
大原 友春	八代市二見本町1248番地	八代警察署管轄区域
賀久久美子	八代市東片町686番地2	〃
楠本 優	八代市郡築六番町25番地	〃
久保田 和子	八代市港町19番地	〃
桑原 弘吉	八代市日奈久塩北町4353番地2	〃
椎 泰朗	八代市松崎町323番地5	〃
神宮 司洋子	八代市西宮町1056番地2	〃
武井 弘治郎	八代市昭和日進町254番地5	〃
出口 健二	八代市古閑中町1717番地80	〃
塔ノ上 充	八代市古城町2413番地	〃
中道 眞之	八代市坂本町西部い2373番地	〃
兵藤 敏行	八代市敷川内町710番地	〃
藤本 年明	八代市日置町103番地1	〃
堀口 次雄	八代市植柳上町443番地	〃
本田 義美	八代市岡町中603番地1	〃
丸吉 秀之	八代市千丁町吉王丸1521番地	〃
宮島 保興	八代市通町6番19号	〃
守田 勝徳	八代市豊原中町354番地2	〃
上村 俊司	八代市東陽町北4531番地1	氷川警察署管轄区域

滝本 龍夫	八代郡氷川町野津718番地3	〃
谷口 一雄	八代市鏡町塩浜234番地	〃
中路 潔	八代市鏡町下有佐370番地1	〃
元松 四男	八代郡氷川町網道812番地2	〃
本山 幸人	八代市泉町柿迫3120番地	〃
森崎 金蔵	八代郡氷川町宮原804番地2	〃
浦川 末廣	葦北郡芦北町大字小田浦2202番地1	芦北警察署管轄区域
篠原 紀男	葦北郡芦北町大字豊岡245番地	〃
下田 義治	葦北郡芦北町大字鶴木山853番地4の2	〃
緒方 吉高	水俣市古城二丁目5番37号	水俣警察署管轄区域
中村 靖	水俣市山手町一丁目3番17号	〃
福田 研二	水俣市栄町二丁目1番21号	〃
松田 喜正	水俣市旭町一丁目1番3号	〃
森下 紀裕	葦北郡津奈木町大字津奈木1256番地1	〃
山口 チェ	水俣市牧ノ内12番25号	〃
佐田 栄次	人吉市上戸越町3649番地8	人吉警察署管轄区域
眞田 通雄	人吉市大畑町2137番地	〃
杉田 務	人吉市北泉田町177番地7	〃
瀧川 邦夫	球磨郡錦町大字木上東4番地の37	〃
中竹 幸利	球磨郡山江村大字山田丁822番地の1	〃
中村 和典	球磨郡五木村甲3374番地の24	〃
日當 三代喜	球磨郡球磨村大字渡乙2019番地1	〃
東 正治	球磨郡錦町大字西1604番地の1	〃
冷水 邦彦	人吉市下城本町1734番地4	〃
福屋 民夫	人吉市西間上町1578番地	〃
三木 茂	人吉市中神町字馬場32番地5	〃
宮村 千敏	球磨郡相良村大字柳瀬817番地8	〃
小田 辰幸	球磨郡多良木町大字多良木118番地	多良木警察署管轄区域
嘉村 勝正	球磨郡あさぎり町上南1361番地1	〃
久保田 守	球磨郡あさぎり町免田東3003番地55	〃
野田 勇次郎	球磨郡あさぎり町深田西2393番地2	〃
平田 博文	球磨郡あさぎり町岡原北1416番地1	〃
藤本 伸介	球磨郡湯前町2102番地1	〃
松村 憲一	球磨郡あさぎり町須恵3096番地	〃
森山 清人	球磨郡水上村大字江代1666番地9	〃
石川 榮一	天草市古川町5番11号	天草警察署管轄区域
上元 正純	天草市新和町小宮地6584番地	〃
江浦 むつえ	天草市下浦町2358番地	〃
檜山 武久	天草市佐伊津町2783番地	〃
梶山 勝	天草市中村町11番23号	〃
川上 勝昭	天草市有明町下津浦38番地	〃
嶋村 恒晴	天草市栖本町古江833番地2	〃
園田 溢	天草市天草町大江3031番地	〃
遠山 春樹	天草市有明町赤崎2023番地1	〃
富永 千賀子	天草市本渡町本渡986番地1	〃
松尾 鐵治	天草郡苓北町富岡2545番地2	〃
松木 昭十四	天草市五和町御領9628番地16	〃
山下 富子	天草市北原町8番12号	〃
吉鶴 政美	天草市倉岳町宮田3878番地	〃
久保田 武敬	上天草市松島町阿村1508番地	上天草警察署管轄区域
欽 鈞 文男	上天草市大矢野町上2119番地	〃
小幡 一義	上天草市大矢野町維和41番地1	〃

高木 一喜	上天草市龍ヶ岳町大道1985番地	〃
前田 正之	上天草市姫戸町二間戸5863番地10	〃
松本 初雪	上天草市松島町教良木5939番地	〃
佐藤 剛作	天草市牛深町83番地1	牛深警察署管轄区域
杉本 重朗	天草市牛深町1539番地1	〃
登 元生	天草市河浦町河浦5690番地	〃
橋本 敬子	天草市深海町3215番地	〃

熊本県公安委員会告示第5号

平成19年6月1日熊本県公安委員会告示第8号（道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

4の表阿蘇自動車学校（阿蘇市一の宮町宮地4507番地3）の項中「第2水曜日」を「第4水曜日」に、「午後0時30分から同1時00分まで」を「午後0時00分から同0時30分まで」に改め、同表矢部自動車練習所（上益城郡山都町千滝441番地）の項中「第1火曜日」を「火曜日、木曜日及び土曜日」に改め、同表天草自動車学校（天草市亀場町亀川70番地4）の項中「第2木曜日」を「月曜日から日曜日まで」に改め、同表に次のように加える。

八代ドライビングスクール （八代市平山新町5338番地）	第1及び第3 水曜日	午後0時30分から同 1時00分まで
---------------------------------	---------------	-----------------------

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局職員就業規程（昭和38年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「又は第10項」を「、第10項又は第2条の2」に、「（次項において「代休日」）」を「（以下この条において「代休日」）」に改める。  
別表第4（第13条、第13条の2関係）13の項中「同様にの」を「同様の」に、「1月以内」を「40日以内」に改め、同表15の項中「複数」を「2人」に改め、「6日」の次に「、3人以上いる場合にあっては7日」を加える。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業職員の給与の特例に関する規程  
平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額、熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号。以下「給与規程」という。）第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定める額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

- (1) 給与条例第4条の規定により管理職手当が支給される職にある職員（次号において「管理職員」という。）のうち、給与規程第3条の規定による管理職手当の区分が1種、2種、3種又は4種と定められている職にある職員 100分の7
- (2) 管理職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の5
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。



**熊本県公営企業管理規程第4号**

熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成21年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局職員被服貸与規程（昭和29年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1女子事務職員の項を削る。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**熊本県公営企業管理規程第5号**

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成21年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局組織規程（昭和40年熊本県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「施設管理係」を「施設係」に改める。

第9条第1項総務経営課第38号の次に次の2号を加える。

(39) 工業用水道事業の水利使用許可申請に係る水需要予測に関すること。

(40) 荒瀬ダム対策室に関すること。

第9条第1項工務課第7号を次のように改める。

(7) 各事業に係る水利使用許可申請に関すること。

第14条第7項及び第15条中「局長又は課長」を「専決者」に改める。

第19条の見出し中「所管施設」を「分掌事務」に改める。

第20条に次の1項を加える。

7 発電総合管理所に所付を置くことができる。

第21条の見出しを「(職務)」に改め、同条に次の1項を加える。

8 所付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。

第22条第3号中「所属職員」の次に「(所長を除く。)」を加える。

第31条の見出しを「(職務)」に改める。

別表第2管理者の決裁事項の欄第1号中「及び変更」を「又は変更」に改め、同欄第1号中「第9項」を「第10号」に改め、同表局長の専決事項の欄第9号中「第9項」を「第10号」に改め、同欄第18号中「(課長補佐以下を除く。)の職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命」を「(課長補佐以下の役付職員を除く。)の旅行命令及び出先機関の長の旅行命令並びに当該旅行に係る復命」に改め、同欄第19号中「(課長補佐以下を除く。)の職員」を「(課長補佐以下の役付職員を除く。)及び出先機関の長」に改め、同欄第36号中「及び予定価格」を「並びに予定価格」に改め、同欄第37号中「、予定価格」を「並びに予定価格」に改める。

別表第2の2各課長の共通専決事項の項中「課長補佐級」を「課長補佐」に、「及び予定価格」を「、予定価格」に改め、同表総務経営課長の専決事項の項第27号中「前4項に掲げるものを除く。」を「前4号に掲げるものを除く。」に改め、同表工務課長の専決事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる室に勤務している者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、同表新欄に掲げる室に勤務を命ぜられたものとする。

旧	新
工務課荒瀬ダム対策室	総務経営課荒瀬ダム対策室

(熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程の一部改正)

3 熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程（平成15年熊本県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「工務課」を「総務経営課」に、「工務課長」を「総務経営課長」に改める。

**熊本県公営企業管理規程第6号**

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成21年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「管理者が」の次に「これと」を加える。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**熊本県病院局管理規程第1号**

熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

熊本県病院事業管理者 若 本 隆 治

熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程

（熊本県病院局組織規程の一部改正）

第1条 熊本県病院局組織規程（平成20年熊本県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（役付職員）

第4条 局に院長を置く。

2 総務経営課に課長を置く。

3 総務経営課に課長補佐を置くことができる。

4 部に部長を置く。

5 部に副部長を置くことができる。

6 診療部に医長及び薬局長を置くことができる。

7 局に首席病院事業審議員、副院長及び病院事業審議員を置くことができる。

8 局に主幹、看護師長、参事及び局付を置くことができる。

（職務）

第5条 院長は、管理者の命を受け、各部に関する事務を掌理する。

2 総務経営課長は、管理者の命を受け、課務を掌理する。

3 課長補佐（次項に定めるものを除く。）は、上司の命を受け、課長を補佐する。

4 課長補佐（係又は業務の担当を命ぜられた者に限る。）は、上司の命を受け、担任する事務を処理する。

5 部長は、上司の命を受け、部に関する事務を掌理する。

6 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐する。

7 医長及び薬局長は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

8 首席病院事業審議員は、上司の命を受け、病院事業全般に関する事項を審議する。

9 副院長は、上司の命を受け、院長を補佐する。

10 病院事業審議員は、上司の命を受け、病院事業に関する重要な事項を審議する。

11 主幹は、特命の担任事務を処理する。

12 看護師長は、上司の命を受け、看護に関する事務を処理する。

13 参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

14 局付は、管理者に直属し、下命の事務を処理する。

（熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部改正）

第2条 熊本県病院局職員の職の設置に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務経営課長」を「首席病院事業審議員  
総務経営課長」に改める。

（熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部改正）

第3条 熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「（第4条に規定する管理職手当の区分が3種又は4種と定められている職員の行うものにあつては、12,000円）」を削る。

別表第3中「

院長 総務経営課長 副院長 診療部長	5種
-----------------------------	----

」を「

首席病院事業審議員	4種
院長 総務経営課長 副院長 診療部長	5種

」に改め、「医療給与表」を「医療職給料表」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**熊本県病院局管理規程第2号**

熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

熊本県病院事業管理者 若 本 隆 治

熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程  
平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における熊本県病院局職員の給  
与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号。以下「給与条例」とい  
う。）の適用を受ける職員の給料月額、熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20  
年熊本県病院局規程第5号。以下「給与規程」という。）第2条の規定にかかわらず、同条  
の規定により定める額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる職員  
の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数  
を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎  
となる給料月額は、基礎額とする。

- (1) 給与条例第5条の規定により管理職手当が支給される職にある職員（次号におい  
て「管理職員」という。）のうち、給与規程第4条の規定による管理職手当の区分が1  
種、2種、3種又は4種と定められている職員 100分の7
- (2) 管理職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の5
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号**

**天草不知火海区漁業調整委員会告示第2号**

海区漁業調整委員会規程を次のように定める。

平成21年3月31日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

海区漁業調整委員会規程

- (趣旨)
- 第1条 この規程は、漁業法（昭和24年法律第267号）その他法令に特別の定めがあ  
る場合を除くほか、海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の会議等に関し必要  
な事項を定める。
- (会長等の職務)
- 第2条 委員会に会長及び副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議の招集)
- 第3条 委員会の会議は、会長がこれを招集する。ただし、会長及びその職務を代理する  
者がともに事故があるとき又は会長及びその職務を代理する者  
2 に委員の三分の一以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求がある  
ときは、会長はその請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の3日前までに議事事項並びに会  
議の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しな  
ければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 委員は、前項の通知を受けた場合において、会議に出席することができない事情があ  
るときは、会議開催の前日までに会長にその旨を届け出なければならない。
- 5 第1項ただし書きの規定は、第2項から第4項までの規定に、これを準用する。
- (議長)
- 第4条 会議の議長には、会長があたる。
- 2 会長に事故があるときは、副会長が議長の職務を行う。
- 3 会長及び副会長にともに事故があるときは、出席委員の中で最年長の者がこれにあた  
る。
- (会議)
- 第5条 委員会は、委員の定数の過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことがで  
きない。
- 2 議事は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数でこれを決し、  
可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、これを公開する。
- 第6条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただ

し、委員会において緊急の必要があると認められた事項については、この限りでない。  
 第7条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項又は自己若しくはこれら者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(請願)  
 第8条 委員会に請願しようとする者は、委員の紹介により会長に請願書を提出しなければならない。

2 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

3 請願を紹介する委員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 会長は、請願書を受理したときは、委員会の議題としなければならない。

(議事録)  
 第9条 会長は、委員会の議事録を作成し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議事の結果

(5) その他重要な事項

第10条 議事録は、議長及び議長があらかじめ指名した出席委員2名以上が、これに署名押印しなければならない。

第11条 議事録は、一般の縦覧に供する。

(会議の傍聴)  
 第12条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、年令及び住所を記載し、会議開催前までに、議長へ届出書を提出しなければならない。

2 傍聴人は定められた場所以外に立入ってはならない。

3 傍聴人は議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。

4 傍聴人は議長の指示に従わねばならない。その指示に従わない場合、議長は退場を命ずることができる。この場合傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(規程の改正)  
 第13条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(雑則)  
 第14条 この規程に定めるものの場合を除くほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則  
 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第2号**

**天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号**

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程を次のように定める。  
 平成21年3月31日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男  
 天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程

(趣旨)  
 第1条 この規程は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、熊本県有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会（以下「各委員会」という。）の事務局の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)  
 第2条 各委員会の事務を処理するため、各委員会に事務局を設置する。

2 前項の事務局は、熊本県農林水産部水産振興課内に置く。

(事務局の所掌事務)  
 第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 各委員会の会議に関すること。
- (3) 公聴会及び意見の聴取に関すること。
- (4) 各委員会の答申、建議及び指示等に関すること。
- (5) 熊本県連合海区漁業調整委員会に関すること。
- (6) 他県海区及び有明海四県漁業調整協議会に関すること。
- (7) 全国海区漁業調整委員会に関すること。
- (8) 熊本県海面利用協議会に対する諮問等に関すること。
- (9) 漁業調整に関すること。
- (10) 漁業調整に必要な調査及び資料の収集に関すること。
- (11) 日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること。

(書記の設置)

- 第 4 条 事務局に書記を置く。  
(書記の職)
- 第 5 条 役付職員として、事務局長、主幹及び参事を置くことができる。  
2 前項の職のほか、事務局職員として主任主事、主任技師、主事及び技師を置くことができる。  
3 前 2 項に定める職員については、各委員会の会長（以下「会長」という。）が任免する。  
(職務)
- 第 6 条 事務局長は、会長の命を受け部下職員を指揮して委員会に関する事務を処理する。  
2 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。  
3 主任主事、主任技師、主事及び技師は、上司の命を受け、担当事務に従事する。  
(事務局長の専決)
- 第 7 条 事務局長は、次の事項を専決するものとする。  
(1) 職員の旅行命令及び復命に関すること。  
(2) 職員の時間外勤務命令に関すること。  
(3) 職員の服務に関すること。  
(4) 軽易な通知、照会、報告、申請等に関すること。  
(5) そのほか軽易な所掌事務の処理に関すること。  
(6) 会長が特に指示した事項に関すること。  
(7) 前号については、決裁後速やかに会長の後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。  
(8) 公印に関すること。  
(9) 熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）に基づく行政文書の開示及び熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。  
(職員の服務)
- 第 8 条 この規程に定めるもののほか、職員の服務に関しては、熊本県知事の事務部局職員の例による。  
(文書の処理等)
- 第 9 条 委員会の文書の收受、処理、編さん及び保存は、熊本県知事の事務部局における文書の取扱いの例による。  
(事務の取扱い)
- 第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、事務の取扱いについては、熊本県知事の事務部局の事務の取扱いの例による。  
(雑則)
- 第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が定める。  
附 則  
この規程は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 6 号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項の規定により代表者の氏名の変更届出があったので、同条第 3 項に基づき、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

法人の名称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容	変更しようとする年月日
社団法人熊本犯罪被害者支援センター（平成 1 5 年 4 月 1 日に社団法人熊本犯罪被害者支援センターという名称で設立された法人をいう。）	代表者の氏名	稲垣 精一	中尾 保徳	平成 21 年 4 月 1 日

正 誤
-----

平成19年3月23日熊本県人事委員会規則第16号（熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
68	7	課長（区分4種のものを除く。） 副総室長	課長（区分4種のものを除く。）副 総室長
	16	地域振興局長（区分1種のもの を除く。）天草地域振興局次長	地域振興局長（区分1種のもの を除く。）天草地域振興局次長
	18	地域振興局次長（区分3種のもの を除く。）地域振興局部長（区分 3種のものを除く。）	地域振興局次長（区分3種のもの を除く。）地域振興局部長（区分3 種のものを除く。）
	21	熊本県税事務所長	熊本県税務所長

平成19年5月7日熊本県人事委員会規則第22号（熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	7	定めるものに限る。）産業技術 センター総務企画部長	定めるものに限る。）産業技術セ ンター総務企画部長